自分のサイズで、
生きていい。

令 和 7 年 度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

令和７年度「社会教育行政の方針と事業」目次

Ⅰ　組織及び施策体系
１　社会教育行政関係組織等一覧　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1
２　社会教育行政の施策体系（「島根創生計画【第２期】」に基づく）－－－－－－　3
３　しまね教育振興ビジョン　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　5

Ⅱ　事業概要
１　令和７年度当初予算額一覧表　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　6
２　主要事業の概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　7
（１）学校と地域の協働による人づくり
①　ふるさと教育推進事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　7
②　結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業　－－－－－－－－－－－－－－－　9
（２）地域を担う人づくり
①　みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業　－－－－－－－－－－　17
②　社会教育士等養成・育成事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　19
③　社会教育主事派遣制度　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　21
（３）発達の段階に応じた教育の振興
①　子ども読書活動推進事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　22
（４）学びに向かう力と人間性を高める教育の振興
①　家庭教育の支援体制整備事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　23
②　部活動改革支援事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　24
（５）社会教育の推進
社会教育総合推進事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　25
（６）文化芸術の振興
青少年文化活動推進事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　26

３　各社会教育施設の事業　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　27
（１）社会教育研修センター　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　27
（２）県立図書館　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　28
（３）青少年の家　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　29
（４）少年自然の家　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　31

Ⅲ　資料編　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　33

Ⅰ　組織及び施策体系

1　社会教育行政関係組織等一覧

R7.4.1 現在

- **社会教育課**　課長　横地隆鋭（0852-22-5910）
  - 課長補佐（生涯学習振興）（総括）　高塚隆宏（0852-22-5427）
    - 生涯学習振興係長　高尾更紗
    - 主任　田中結
    - 主任主事　錦織柊二
  - 社会教育スタッフ（調整監）　橋津健一（0852-22-5428）
    - 社会教育主事（企画幹）　安井寿裕
    - 社会教育主事（企画幹）　大國亨
    - 社会教育主事　石橋圭子
    - 社会教育主事　若槻慎也
    - 主任　長﨑愛璃
    - 社会教育主事（自治法派遣）　梶谷悟
- **東部社会教育研修センター**　所長（社会教育主事）　三島伸仁（0853-67-9061）
  - 総務課長（兼）　福島美奈子（0853-67-9063）
    - 主任（兼）（再任用）　来間律夫
  - 研修調査スタッフ（0853-67-9060）
    - 社会教育主事　小倉希一郎
    - 社会教育主事（再任用）　藤井伸治
- **西部社会教育研修センター**　所長（社会教育主事）　青山征司（0855-24-9343）
  - 総務課長（兼）　福島美奈子（0853-67-9063）
    - 主任（兼）（再任用）　来間律夫
  - 研修調査スタッフ（0855-24-9344）
    - 社会教育主事　久佐日佐志
    - 社会教育主事　青木悠介
- **図書館**　館長　原圭子（0852-22-5726）
  - 総務課長　佐藤祐司（0852-22-5725）
    - 主幹　池田真帆
  - 図書館支援課長　坪内珠美（0852-22-5729）
    - 子ども読書支援係長（事務取扱）　坪内珠美
    - 主任司書　梶谷妙
    - 司書　上野智美
    - 地域支援係長（主幹）　藤田儒聖
    - 主任司書　齋藤知世
    - 主任司書（再任用）　石塚弘文
  - 資料情報課長　大野浩（0852-22-5727）
    - 郷土資料・調査係長（主幹）　須山麻美
    - 主任司書　岡﨑由希
    - 主任司書　半那雅典
    - 資料サービス係長（主幹）　椋田美香
    - 主任司書　倉橋千絵
    - 司書　野津成美
  - **西部読書普及センター**　所長　三田憲昭（0855-23-6785）
- **青少年の家**　所長　村松敦子（0853-67-9064）
  - 総務課長　福島美奈子（0853-67-9063）
    - 主任（再任用）　来間律夫
  - 研修支援課長（社会教育主事）　川合昌宏（0853-69-1316）
    - 社会教育主事　小松原弘之
    - 社会教育主事　須藤健
    - 社会教育主事　小村玲子
    - 社会教育主事　大野千尋
    - 社会教育主事　柿木優衣
    - 社会教育主事　千原由巳
    - 主事　山内智恵子
- **少年自然の家**　所長（社会教育主事）　河本誠二（0855-52-0716）
  - 総務課長（兼）　高塚隆宏（0852-22-5427）
    - 主査（兼）　高尾更紗
    - 主任（兼）　田中結
    - 主任主事（兼）　錦織柊二
  - 研修支援スタッフ（0855-52-0716）
    - 社会教育主事　錦織稔之
    - 社会教育主事　土江美来
    - 社会教育主事（再任用）　松川成治
    - 社会教育主事（再任用）　土谷徹

＜市町村への派遣社会教育主事＞　※（再）は再任用

松江教育事務所　所長 徳　永　勝　俊	社会教育ｽﾀｯﾌ(企画幹) 山　田　祐　司 0852-32-5775	松江市派遣	川　神　拓　人	0852-55-5288
		安来市派遣（再）	高　尾　康　弘	0854-23-3194
出雲教育事務所　所長 梅　木　喜　嗣	社会教育ｽﾀｯﾌ(企画幹) 高　橋　兼　造 0853-30-5685	出雲市派遣	恩　田　奈穂子	0853-21-6909
		雲南市派遣	橘　　浩　明	0854-40-1073
		奥出雲町派遣	酒　井　槙佐也	0854-52-2672
		飯南町派遣（再）	難　波　　淳	0854-76-3944
浜田教育事務所　所長 小　寺　博　喜	社会教育ｽﾀｯﾌ(企画幹) 竹　田　進　吾 0855-29-5709	浜田市派遣（再）	佐々木　　伸	0855-25-9204
		大田市派遣	秋　山　滋　雅	0854-83-8125
		江津市派遣	佐々木　　努	0855-52-7496
		川本町派遣（再）	佐　藤　　徹	0855-72-0704
		美郷町派遣	仲　田　幸　子	0855-75-1217
		邑南町派遣	荒　木　友　子	0855-83-1127
益田教育事務所　所長 松　元　善　生	社会教育ｽﾀｯﾌ(企画幹) 佐々木　将　光 0856-31-9676	益田市派遣	石　川　英　樹	0856-31-0622
		津和野町派遣	水　上　真　悟	0856-72-1854
		吉賀町派遣	坂　田　哲　朗	0856-77-1285
隠岐教育事務所　所長 吉　山　明　利	社会教育ｽﾀｯﾌ(企画幹) 稲　葉　泰　範 08512-2-9776	海士町派遣	池　田　高　理	08514-2-1221
		西ノ島町派遣	氣賀澤　　誠	08514-6-0171
		知夫村派遣	池　田　恒　祐	08514-8-2301
		隠岐の島町派遣	林　　明　範	08512-2-2126

割愛社会教育主事

益田市	桐　　雅　幸	0856-31-0622

関係課の社会教育主事　※（再）は再任用

人権同和教育課　社会教育主事（再）	林　　和　博	0852-22-6008
人権同和教育課　社会教育主事（再）	福　頼　弘　晃	0852-22-5598
保健体育課　社会教育主事（兼）指導主事（再）	川　上　秀　明	0852-22-5424

国の社会教育施設への職員派遣

国立三瓶青少年交流の家　企画指導専門職員	毛　利　　寿	0854-86-0319
国立三瓶青少年交流の家　企画指導専門職員	向　原　将　平	0854-86-0319

社会教育主事の配置状況

社会教育課	本庁各課	教育事務所	東部社会教育研修センター	西部社会教育研修センター	少年自然の家	青少年の家	市町村派遣	割愛	計
5	3	5	3	3	5	7	19	1	51

２　社会教育行政の施策体系　（「島根創生計画［第２期］」に基づく）

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

基本目標	政策	施策	事　業　名
Ⅳ 島根を創る人をふやす ～自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします～	Ⅳ-1　島根を愛する人づくり		
		Ⅳ-1-(1)　学校と地域の協働による人づくり	
			ふるさと教育推進事業
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
		Ⅳ-1-(3)　地域を担う人づくり	
			みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業
			社会教育上等養成・育成事業
Ⅵ　心豊かな社会をつくる ～教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らせる社会をつくります～	Ⅵ-1 教育の充実		
		Ⅵ-1-(1)　発達の段階に応じた教育の振興	
			子ども読書活動推進事業
		Ⅵ-1-(2)　学びに向かう力と人間性を高める教育の推進	
			家庭教育の支援体制整備事業
			部活動改革支援事業
		Ⅵ-1-(6)　社会教育の推進	
			社会教育研修センター事業
			図書館事業
			青少年の家事業
			少年自然の家事業
			社会教育総合推進事業
	Ⅵ-2　スポーツ・文化芸術の振興		
		Ⅵ-2-(2)　文化芸術の振興	
			青少年文化活動推進事業

(注)各事業は島根創生計画の基本目標、政策、施策に紐づけられており、本表ではその代表的な施策を記載しています。実際には各事業は複数の施策に紐づいており、本表に記載されていない施策・Ⅱ－1－(2) 妊娠・出産・子育てへの支援・Ⅲ－1－(1) 小さな拠点づくりに紐づいている事業があります。

Ⅳ-1 島根を愛する人づくり

Ⅳ-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり

島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

Ⅳ-1-(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、県内に残り、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

Ⅵ-1 教育の充実

Ⅵ-1-(1) 発達の段階に応じた教育の振興

幼小中高で連携を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

Ⅵ-1-(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携・協働し、ふるさとに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

Ⅵ-1-(6) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で活かすことができるような社会をつくります。

Ⅵ-2 スポーツ・文化芸術の振興

Ⅵ-2-(2) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、いきいきと心豊かに暮らせる地域をつくります。

３　しまね教育振興ビジョン

基本目標

すべての子どもが 学びの主人公 ［一人ひとりを尊重する学校］	実体験に根ざした 本物の教育 ［地域とともにある学校］	挑戦心、探究心が育つ 学びの環境 ［子どもも大人も学び成長する学校］

育てたい資質・能力

学びの土台をなす人間力

① 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスの取れた生活をおくる力
② 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
③ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
④ 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
⑤ ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

学びの中核をなす学力

① 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
② 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
③ 問題を発見し定義する（問いを立てる）力
④ 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
⑤ 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
⑥ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

学びを展開する社会力

① 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
② 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
③ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
④ 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

大切にしたい教育環境

- すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- 子どもたちがそれぞれもっている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

- 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ＤＸ化の進む現代社会に対応できるＩＣＴ活用を含む情報活用能力を育成する教育

- 自己と社会の関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

- 働き方改革による子どもと向き合う時間の確保
- 多様で充実した研修機会の確保
- 教職員の人材確保

基本目標を実現するための具体的施策

1　発達の段階に応じた学力の育成
- 基礎学力の育成
- 幼小連携・接続の推進
- 理数教育の充実
- ＩＣＴを活用した教育の推進
- ふるさと教育や探究的な学びの推進
- 読書活動の推進
- 国際理解教育の推進
- キャリア教育の推進
- 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進

2　教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援
- インクルーシブ教育システムの推進
- 不登校児童生徒等への支援
- 学校と福祉の連携の推進
- 日本語指導が必要な児童生徒等への支援
- 学び直しの体制の充実

3　地域との協働による学びの充実
- 地域との連携・協働の推進
- 地域を担う人づくり
- 社会教育における学びの充実
- 家庭教育支援の推進
- 体験活動の充実

4　教育の基盤となる環境の整備と充実
- 学びを支える指導体制の充実
- 教職員の人材育成
- 働き方改革の推進
- 学校危機管理体制の充実
- 学校施設の環境改善の推進
- 部活動の地域連携・地域移行
- 図書館サービスの充実
- 文化財の保存・継承と活用
- 私立学校への支援

学校・家庭・地域

Ⅱ　事業概要
　1　令和7年度　当初予算額一覧表

（単位：千円）

事　業　名	R6	R7	増減	備考
1　学校と地域の協働による人づくり	92,560	85,784	▲ 6,776	
（1）　ふるさと教育推進事業	25,782	24,024	▲ 1,758	
（2）　結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	66,778	61,760	▲ 5,018	
2　地域を担う人づくり	17,506	16,036	▲ 1,470	
（1）　みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業	0	6,800	6,800	
（ふるさと人づくり推進事業）	8,537	0	▲ 8,537	みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業へ再編
（2）　社会教育士等養成・育成事業	8,969	9,236	267	
3　発達の段階に応じた教育の振興	9,052	9,749	697	
（1）　子ども読書活動推進事業	9,052	9,749	697	
4　学びに向かう力と人間性を高める教育の推進	36,193	38,678	2,485	
（1）　家庭教育の支援体制整備事業	400	900	500	
（2）　部活動改革支援事業	35,793	37,778	1,985	
5　社会教育の推進	499,689	660,754	161,065	
（1）　社会教育研修センター事業	15,004	16,005	1,001	
（2）　図書館事業	133,251	140,100	6,849	
（3）　青少年の家事業	272,171	393,216	121,045	
（4）　少年自然の家事業	78,256	110,483	32,227	
（5）　社会教育総合推進事業	1,007	950	▲ 57	
6　文化芸術の振興	9,425	9,671	246	
（1）　青少年文化活動推進事業	9,425	9,671	246	
7　行政事務費	10,752	10,967	215	
合　　計	675,177	831,639	156,462	

2　主要事業の概要

事業名	ふるさと教育推進事業
事業目的	子どもたちのふるさとへの愛着と誇りや貢献意欲の醸成、確かな学力や実行力を高めるため、市町村と連携しながら県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した系統的・発展的な教育活動を実施する。
事業概要（内容）	（1）ふるさと教育が目指すもの 島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、ふるさと島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人を育てていく必要がある。 そこで、地域においては、大人がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。さらには、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働して学び合うことにより、地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感し、地域貢献意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに活かしていく。 学校においては、地域の教育資源を活かした各教科等の学習や、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験、地域課題解決型学習等を通じて、子どもたちに自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために求められる資質・能力を育む。 また、ふるさと教育を着実に推進していくため、学校・家庭・地域の連携・協働はもとより県と市町村が一体となって取り組む。 （2）ふるさと教育の定義 地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動 （3）具体的な事業 ①　市町村や学校のふるさと教育推進体制構築のための支援 【目　的】 市町村：特色あるふるさと教育推進計画を策定し、推進体制の充実を図る。 学　校：各教科等の教育活動において、地域の教育資源を有効に活用することで、ふるさとへの愛着や誇り、貢献意欲や確かな学力、実行力を育む。 【重点取組項目】 ○地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした多様な教育活動の展開 ○小中9年間を通した中学校区におけるふるさと教育全体計画の確認作業による活動の質の充実化や、それに基づく各教科等の指導計画の作成、授業改善に係る伴走支援 ○地域資源の再整理と効果的活用方法に関する市町村の教職員研修 ○学校での学びと地域での実践の好循環を生む活動 ○学習を支える地域人材のネットワーク化や教職員との連絡調整の効率化を図る体制づくり 【以下を算出基礎とし、市町村に交付】 ・市町村の取組推進に係る経費　60千円 ・中学校区支援体制整備に係る経費　中学校区数×25千円 ・学校の取組推進に係る経費　小中学校数×70千円 ②　ふるさと教育研修の実施 教職員を対象に研修を実施。ふるさと教育の目的や目指す方向性等について理解を深め、各校や地域での実践の充実を図る。 ③　特色ある事例や地域資源の活用方法等の情報提供 ホームページを活用し授業等で活用できる地域資源や特色ある取組を紹介する。 ④　企業や団体等による学校支援 学校が企業等と連携したふるさと教育等を実施する際に活用できる、連携可能な企業等一覧をホームページに掲載。令和7年1月現在、336 社・団体が登録。

ふるさと教育

しまね教育振興ビジョン　基本目標

すべての子どもが学びの主人公 ［一人ひとりを尊重する学校］	実体験に根ざした本物の教育 ［地域とともにある学校］	挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ［子どもも大人も学び成長する学校］

ふるさとへの愛着や誇りを持ち

島根の未来を創る人

学校での学びと地域での実践の好循環

地域資源の収集・整理、資料作成

学校を支える地域人材のネットワーク化

自分の未来に**向かう** toward

地域と共に**未来を描く** with

地域のために**行動・実践する** for

地域について**知る・伝える** about

地域の中で**体験する・浸かる** in

実行力

貢献意欲

愛着・誇り

確かな学力

- 各教科・外国語活動
- 総合的な学習の時間
- 特別活動・道徳科

教職員等を対象とした研修

指導主事と社会教育主事の連携による支援

授業で活用できる地域資源の発信

身近な地域での体験活動、行事への参加など

学校・家庭・地域の連携・協働による「ふるさと教育」の推進

ふるさと教育の定義　地域の教育資源（ひと・もの・こと）をいかした教育活動

県

【市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援】

◎市町村に交付金を交付　◎教職員やコーディネーター等を対象とした研修の実施
◎特色ある事例や地域資源の活用方法等の情報提供（リーフレットやホームページの活用）
◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供

連携

市町村

【特色あるふるさと教育の推進と体制づくり】

◎ネットワーク会議等を開催し、特色を生かしたふるさと教育推進計画を策定
◎小中9年間を通した中学校区におけるふるさと教育全体計画・指導計画の作成
◎学校や地域の取組に対する伴走支援（指導主事と社会教育主事の連携強化）
◎地域資源の再整理と効果的活用方法についての教職員研修を実施
◎校種の枠を超え、互いに学び合う活動の創出

学校

【確かな学力、実行力の育成を意識した指導の充実】

○地域のひと・もの・ことを活用した多様な教育活動を展開
○明確なねらいをもったふるさと教育の展開
○就学前から高等学校までのつながりを意識した系統性・発展性のあるふるさと教育の展開
○中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」の作成等による情報共有
○地域での学びを「キャリア・パスポート」を通して振り返る

地域等

【ふるさと教育を通じた地域づくりを担う人づくりのための社会教育事業の展開】

○中学校区における公民館等のネットワーク化
○コーディネート機能の充実と支援者同士のネットワーク強化
○ふるさと教育に係る活動に参画する地域住民等の発掘・育成
○学校での学びと地域での実践の好循環を生む活動の展開
【企業や団体等による学校支援】
○支援企業・団体等連携した取組の推進

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
事業目的	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進する。 そのため、学校と地域住民が、めざす「子ども像」や「地域像」などのビジョンを共有し、地域全体で教育に取り組む体制づくりと気運の醸成を図る。
事業概要（内容）	（1）市町村支援事業　実施主体：市町村　負担割合：国 1/3　県 1/3　市町村 1/3 市町村が実施する「学校支援」（「学校における働き方改革」を踏まえた活動）、「放課後支援」、「家庭教育支援」に対し支援を行うとともに、地域全体で子どもを育む体制づくりと気運の醸成を推進する。 ○学校支援 学校と地域の連携・協働のもと行われる、地域ボランティアとの調整や環境整備活動、登下校の見守り、学校行事の準備・運営などの活動に取り組むことにより、子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりの取組 ○放課後支援 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組 ○家庭教育支援 親学ファシリテーター等の地域住民との連携・協働による、保護者への学習機会の提供や、親子参加型行事、家庭教育に関する相談対応及び情報提供、専門人材等と連携したアウトリーチ型支援など、身近な地域において全ての保護者が安心して家庭教育を行うための支援活動を推進する取組 なお、活動の実施に当たっては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成 31 年3月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知）及び「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和5年9月8日付け5文科初第 1090 号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）、「「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月 27 日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等」について（令和6年9月 30 日付け文科初第 1293 号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長、スポーツ庁次長及び文化庁次長通知）なども参考とすること。 ・ 本事業を実施する市町村は、以下（1）及び（2）を満たすことを要件とする。 （1） ① 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。 ② 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。 （2） 地域学校協働活動推進員等を配置すること （2）実践活動推進事業　実施主体：県　負担割合：国 1/3　県 2/3 ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会 地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方などについて協議を行う。 委員は、学識経験者・公民館・PTA・社会教育委員・行政・地域学校協働活動推進員等・小中学校長の各代表で構成し、年2回開催。 ○研修事業 地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター・市町村担当者等を含む）の関係者に向けた研修。 ・コーディネーター研修：東西各1回

学校・家庭・地域の力を結集！

1.島根県では地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めてきました

●これまでの成果

◇多くの地域住民の参画

・子どもの学びや体験活動が充実

・活動に参加する地域住民にとってもやりがいや新たなつながりがあり、地域が活性化

◇地域の実態に応じた仕組みづくり

・地域の多様な人々が集い、子どもの教育や地域のこれからについて話し合う場づくり

・地域学校協働活動推進員等の活躍

2.これからの結集！しまねの子育て協働プロジェクト

■予測困難なこれからの社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子どもたちの成長を支えることがますます重要に

→「地域住民が積極的に子どもの教育に関わる環境づくり」をさらに進めるためには、

①めざす子ども像・地域像（目標やビジョン）の共有

・対話の場の充実

②学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

・地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる活動の具現化

③地域学校協働活動の充実

・子どもたちの成長の視点（学びや体験活動の充実、多様な人との関わり）

・地域の活性化の視点（関わる大人のやりがい、つながりの構築）

④活動の評価・価値付け

・取組の意義や評価、価値を見える化し、積極的に広報

プロジェクト推進のために必要な４つの視点

Point 1

多様な人々の参加

■地域の人それぞれがもつ知識や経験は地域にとっても子どもたちにとっても大切な“宝物”

Point 2

対　話

■活動で出会った人の対話が生む“活動の価値や広がり”

Point 3

会議体の活性化

■「目指す子ども像」「ありたい地域の姿」
→会議に熱が入る“思いの共有”

Point 4

コーディネートする人

■「人と人」「学校と地域」“ひと・もの・こと”の出会いが与える“新鮮さ”“充実”“継続”

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、
地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。

めざす子ども像・地域像（目標やビジョン）の共有

地域学校協働活動 ← 情報共有 ／ 情報共有 → **学校運営協議会**

学校を核とした地域づくり　　地域とともにある学校づくり

地域学校協働活動推進員※等

地域とも学校とも良好な関係をつくりながら、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために活動するというコーディネート役を担う。社会教育法第９条の７に位置づけられた立場であり、教育委員会が委嘱することができる。

活動の充実

学校支援
地域ボランティアとの調整
環境整備、登下校の見守り
ふるさと教育、授業補助

放課後支援
放課後子ども教室等
公民館等での〇〇教室
学習支援（地域未来塾等）
ふるさと活動

家庭教育支援
保護者への学習機会の提供
親子参加型行事の実施
相談対応・情報提供
アウトリーチ型支援

子どもたちの学びや体験活動の充実・多様な人との関わり
⇒子どもたちの健やかな成長

地域住民のやりがい・元気　関わる大人同士のつながりの構築
⇒地域の活性化・地域の創生

活動のコーディネート・具現化
ネットワーク体制の拡大・強化

多様な地域住民の参画
多様な地域学校協働活動の実施

地域学校協働本部

PTA
公民館等
社会教育団体・施設
青少年
文化・スポーツ団体
民生委員児童委員
青少年
高齢者
企業
NPO

※多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

場としての“地域”

学校支援

各市町村：運営委員会
各学校区：学校運営協議会　等

○学校支援とは

学校と地域の連携・協働のもと行われる、地域ボランティアとの調整や環境整備活動、登下校の見守り、学校行事の準備・運営などの活動に取り組むことにより、子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりの取組

○学校支援の内容（例）

◇地域ボランティアの調整　◇環境整備活動
◇学校行事の準備・運営　◇ふるさと教育
◇登下校の見守り

（結集！しまねの子育て協働プロジェクト
リーフレット　より）

○地域学校協働本部の整備と地域学校協働活動の実施

①「地域学校協働本部」の整備

地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域学校協働活動推進員等によるコーディネートの下、地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動を、継続的・安定的に実施するための地域と学校の連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努める。

②「地域学校協働活動」の実施

地域学校協働本部等の仕組みの下、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

（出典：令和7年度文部科学省補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業　実施要領より」）

○地域学校協働活動に参画する地域住民の数

地域学校協働に参画する地域住民の数（延べ人数）※市町村の実施報告をもとに作成

R1	R2	R3	R4	R5	R6（計画）
119,581	***79,915***	***78,805***	***86,001***	***98,975***	***87,717***

放課後支援

各市町村：運営委員会
各学校区：学校運営協議会　等

○放課後支援とは

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組

○放課後子ども教室とは

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての子どもを対象として学習や体験・交流活動などを行う活動

◇放課後子ども教室におけるプログラム例
・学習活動　・体験活動　・交流活動　　等
◇活動場所（例）
・学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等の様々な場所

○放課後子ども教室と放課後児童クラブのちがい

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
法的根拠	社会教育法第５条第２項	児童福祉法第６条の３第２項
対象児童	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
実施場所	学校の余裕教室等（校庭、体育館も含む）、公民館、児童館、その他社会教育施設　等	専用施設、小学校の余裕教室、児童館、その他公的施設　等
利用料等	無料（ただし、保険料や教材費は別途自己負担の場合あり）	原則有料（県内では無償化している市町村あり）
スタッフ	地域学校協働活動推進員等、学習支援員、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター　等	放課後児童支援員２名配置（うち１名は補助員可）
実施日数・時間	原則、年間200日以下、平日4時間以内、休業日8時間以内を標準とする	年間250日以上、平日3時間以上、休業日8時間以上

※あくまで一例です。各市町村、地域の実情やニーズ、またはそれぞれの放課後子ども教室・放課後児童クラブで異なります。

○放課後子ども教室･放課後児童クラブ　県内の実施状況

市町村名	小学校区数（義務教育学校を含む）	放課後子ども教室開設小学校区数	（参考）放課後児童クラブ開設小学校区数	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携型・校内交流型の状況	
				連携型で実施	連携型のうち校内交流型で実施
松江市	33	31	32	30	9
安来市	17	9	13	-	-
出雲市	29	16	30	7	1
雲南市	15	15	10	12	-
奥出雲町	6	1	8	1	1
飯南町	4	4	-	-	-
浜田市	15	13	14	3	1
大田市	15	4	12	1	-
江津市	7	7	7	1	1
川本町	1	1	-	-	-
美郷町	2	1	2	-	-
邑南町	8	8	8	8	-
益田市	15	10	11	7	3
津和野町	4	3	4	3	3
吉賀町	5	5	5	5	3
海士町	2	2	2	-	-
西ノ島町	1	1	1	-	-
知夫村	1	1	-	-	-
隠岐の島町	7	7	6	6	-
合計	187	139	165	84	22

※放課後子ども教室関連の数値は令和７年度地域学校協働活動実施予定調査（令和７年２月）の調査より記載。（補助事業の活用の有無を問わない）
※（参考）「放課後児童クラブ開設小学校区数」は、こども家庭庁放課後児童健全育成事業実施状況調査（令和６年５月１日現在）による。

放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して取り組む放課後支援について

放課後児童クラブと連携した　放課後子ども教室（連携型）のイメージ

連携型※1とは･･･放課後子ども教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

※１　「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「新・放課後子ども総合プラン」では「一体型」として推進してきたが、これを「放課後児童対策パッケージ2024」以降「校内交流型」と改めた。

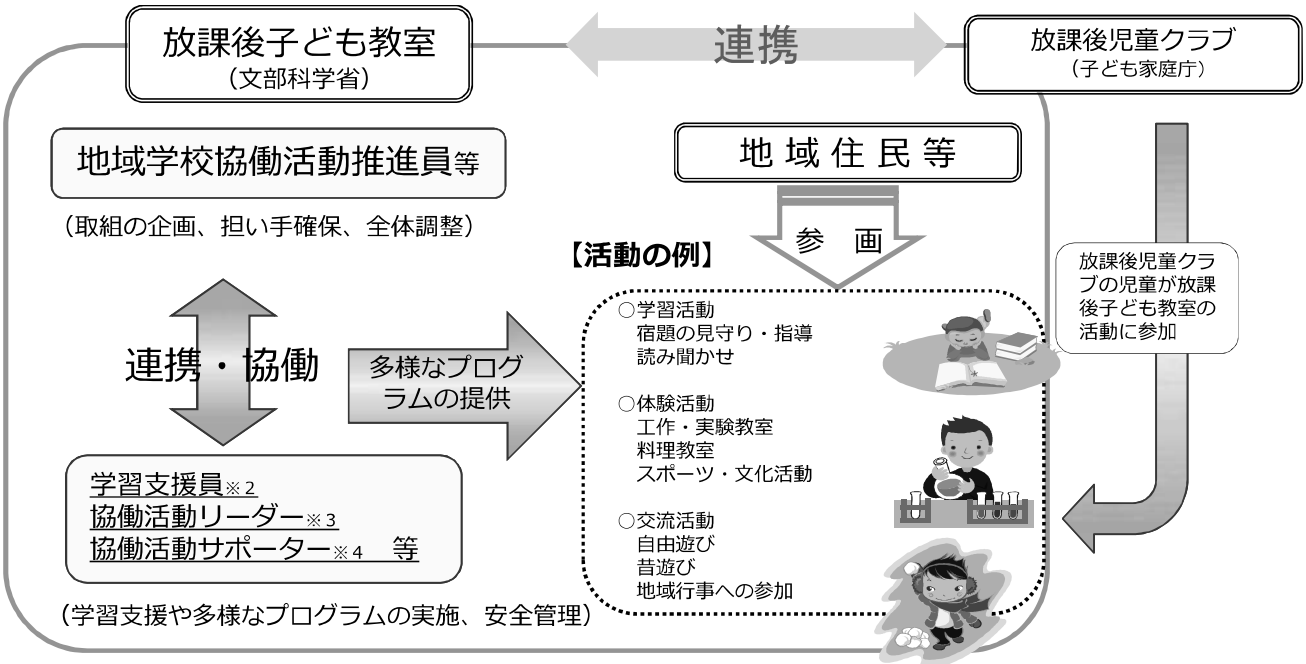

※２　学習支援員・・・・・・特別な知識や経験等を活用し、協働活動リーダーや協働活動サポーターでは行うことのできない学習支援を実施できる者

※３　協働活動リーダー・・・地域学校協働活動を中心的に担う人材であり、学校の活動の支援や放課後等の教育活動を行うに当たって、協働活動サポーターやボランティアなどを取りまとめ、当日の具体の様々な学習・体験・交流プログラムを中心的に実施する者

※４　協働活動サポーター・・様々な学習・体験・交流活動の実施をサポート及び安全管理をする者、登下校の見守りや学校環境の整備などを日常的に行う活動に関わる者

放課後児童クラブと連携した　放課後子ども教室（校内交流型）のイメージ

校内交流型とは･･･連携型のうち、同一小学校区内等※5で放課後子ども教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

※5「同一小学校内等」とは、双方が同一小学校内で実施している場合に加え、放課後子ども教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接する場所（児童自身による移動を安全に行うことが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む）で実施している場合も含む。

○活動のイメージ

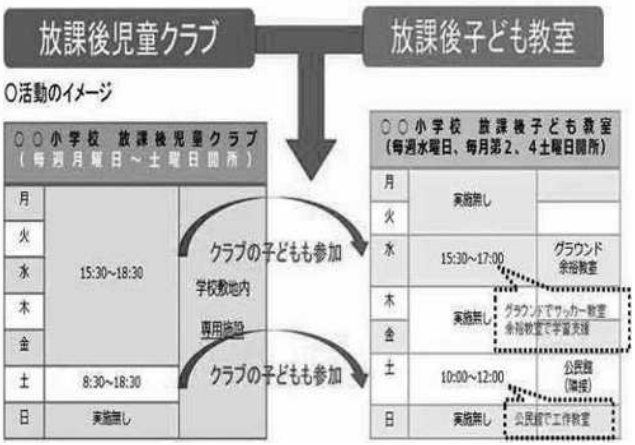

○場のイメージ　※　は活動場所

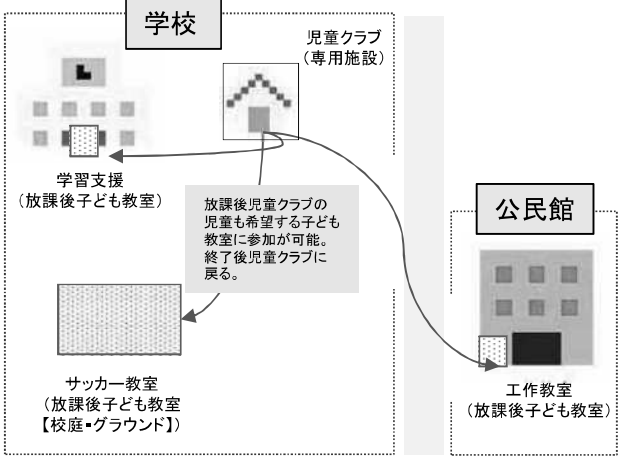

家　庭　教　育　支　援

親学ファシリテーター等の地域住民との連携・協働による、保護者への学習機会の提供や、親子参加型行事、家庭教育に関する相談対応及び情報提供、専門人材等と連携したアウトリーチ型支援など、身近な地域において全ての保護者が安心して家庭教育を行うための支援活動を推進する取組。

各市町村：運営委員会
各学校区：学校運営協議会　等

家庭教育支援の定義

（１）保護者と子どもが安心して生活するための学びの場の提供
（２）家庭内の人間関係づくり・環境づくりのための取組

誰も取り残さない保護者同士のつながり

楽しく語り合う	悩みの共有	気づき	親としての成長	不安の解消	大人同士がつながる

【家庭教育支援に関する取組】
※国が示す家庭教育支援チームの活動（例）
参考:「家庭教育支援チーム」の手引書
H30年11月文部科学省

社会教育

保護者への学習機会の効果的な提供

就学時の健康診断や保護者会等の多くの保護者が集まる機会や企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する講座の実施等、保護者への学習機会の効果的な提供を行う。
（例：親学プログラム・講演会等）

親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感や自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。
（例：社会教育施設での親子対象事業等）

福祉

家庭教育に関する相談対応や情報提供

子育てに悩みや不安を抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施する。
（例：子育てサロン・子育てカフェ等）

保護者に寄り添うアウトリーチ型支援

様々な問題を抱えつつも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な保護者など、真に支援が必要な家庭に対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児検診の場など）に出向いて、情報提供や相談対応などの保護者に寄り添う支援を実施する。
（例：訪問型の家庭訪問等）

連携・協働

家庭教育支援員
（親学ファシリテーター等）

地域学校協働活動推進員等

参　画

【家庭教育支援チームの構成員（例）】

・地域学校協働活動推進員等　・家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）
・子育て経験者　・PTA　・教員OB　・民生委員　・児童委員　・保健師
・保育士　・臨床心理士　・スクールソーシャルワーカー　・NPO　など

親学プログラム

家庭教育支援事業（親学プログラム・親学ファシリテーター活用）の実施状況

	親学プログラムを活用した研修会数[回]					
	市町村					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計	***167***	***65***	***55***	***75***	***92***	***97***

	研修参加者数（延べ）[人]					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計	***4,909***	***1,224***	***936***	***1,399***	***1,929***	***2,206***

※その他、家庭教育支援の取組として実施する「家庭教育の支援体制整備事業」はP.23に記載。

社会教育課が発行したリーフレット等

※社会教育課HPよりダウンロードできます

社会教育研修センターが作成した学習支援プログラム

親学プログラム

親学プログラム２

地域魅力化プログラム

※社会教育研修センターHPよりダウンロードできます

事業名	みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業
事業目的	地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図るため、公民館等施設をはじめとする社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村をモデル的に支援し、人づくりの中心となる人材の育成を推進する。
事業概要（内容）	（1） 地域課題解決支援型 地域課題に主体的に立ち向かっていく人づくりに取り組む市町村を支援する。 ［事業実施主体］ 公民館等（※1） ［補助対象経費］ 公民館等活動費、研修受講経費 ［補助率等］ 活用1年目：県 1/2 補助、活用2年目：県 1/3 補助 補助上限額 200 千円／館 （実施期間2年） （2） 体験活動支援型 子どもたちの体験活動の機会を確保し、体験格差を少なくする取組を行う市町村を支援する。 ［事業実施主体］ 公民館等 ［補助対象経費］ 公民館等活動費、体験活動基礎講座受講経費（参加費を除く） ［補助率等］ 県 1/2 補助、補助上限額 200 千円／館 （実施期間1年） （3） 「ふるさと活動」支援型 子どもたちが主体となって行う「ふるさと活動」（※2）に取り組む市町村を支援する。 ［事業実施主体］ 「ふるさと活動」に取り組む団体 ［補助対象経費］ 「ふるさと活動」費、研修受講経費 ［補助率等］ 活用1年目：県 1/2 補助、活用2年目以降：県 1/3 補助 （実施期間3年） 【新規団体（※3）】補助上限額 500 千円 【既存団体（※3）】補助上限額 300 千円 ・（1）と（3）の活用にあたっては、県立社会教育研修センターが実施する「公民館等職員実践研修」の受講を前提とする。 ・（2）の活用にあたっては、県立青少年社会教育施設の伴走支援を受ける。 （4） 周知・広報 県公民館連絡協議会が開催する公民館研究集会で活動事例の紹介をしたり、Web サイトで県内へ周知したりすることで横展開を図る。 ※1 社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むもの ※2 「ひと・もの・こと」の地域資源をいかして、地域で子どもたちが主体的・自発的に行う活動 ※3 過去に県社会教育課の事業（ふるさと人づくり推進事業・地域課題解決型公民館支援事業・「地域力」醸成プログラム）の事業を活用していない団体は新規団体（県事業未活用団体）、活用している団体は、既存団体とする。

みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業　事業の流れイメージ

支援型	県の関係機関等の取組	交付先	事業実施主体	R7	R8	R9
⑴地域課題解決支援型	・県立社会教育研修センターの研修支援 ・センター職員や市町村教委の派遣社会教育主事による伴走支援 ・研修会等での好事例の発信、効果検証、市町村の状況確認	市町村	公民館等	（市町村） ・公民館等職員の伴走支援 （公民館等職員A） ・県立社会教育研修センターが実施する研修を受講 ・研修内で企画した事業を実施 ・研修センターや派遣社会教育主事の伴走支援を受ける	（市町村） ・事業実施館の学びを市町村内で広げる （公民館等職員A） ・1年目の学びをいかした公民館事業を実施する	（実施館の学びを各市町村内で広げ、各公民館等で事業構築のノウハウが生かされた事業が展開される）
					（市町村） ・公民館等職員の伴走支援 （公民館等職員B） ・県立社会教育研修センターが実施する研修を受講 ・研修内で企画した事業を実施 ・研修センターや派遣社会教育主事の伴走支援を受ける	（市町村） ・事業実施館の学びを市町村内で広げる （公民館等職員B） ・1年目の学びをいかした公民館事業を実施する
⑵体験活動支援型	・県立青少年社会教育施設の伴走支援 ・市町村教委の派遣社会教育主事による伴走支援 ・研修会等での好事例の発信、効果検証、市町村の状況確認	市町村	公民館等	（市町村） ・公民館等職員の伴走支援 （公民館等職員C） ・県立青少年社会教育施設の伴走支援を受けながら、体験活動を構築したり、ブラッシュアップして実施する	（子どもたちの身近な公民館等で、質の担保された体験活動が提供される）	
					（市町村） ・公民館等職員の伴走支援 （公民館等職員D） ・県立青少年社会教育施設の伴走支援を受けながら、体験活動を構築したり、ブラッシュアップして実施する	（子どもたちの身近な公民館等で、質の担保された体験活動が提供される）
						（市町村） ・公民館等職員の伴走支援 （公民館等職員E） ・県立青少年社会教育施設の伴走支援を受けながら、体験活動を構築したり、ブラッシュアップして実施する
⑶「ふるさと活動」支援型	・県立社会教育研修センターの研修支援 ・センター職員や市町村教委の派遣社会教育主事による伴走支援 ・研修会等での好事例の発信、効果検証、市町村の状況確認	市町村	「ふるさと活動に取り組む団体	（市町村） ・団体の伴走支援 （団体） ・県立社会教育研修センターが実施する研修を受講 ・小中高生を中心とした活動グループの形成 ・「ふるさと活動」の実施 ・支援体制構築（ｻﾎﾟｰﾀｰ探し）　等	（市町村） ・団体の伴走支援 （団体） ・「ふるさと活動」の充実 ・支援体制構築　等	（市町村） ・団体の伴走支援 （団体） ・「ふるさと活動」の充実 ・支援体制の広がり ・地域の大人とのつながりづくり　等
					（市町村） ・団体の伴走支援 （団体） ・県立社会教育研修センターが実施する研修を受講 ・小中高生を中心とした活動グループの形成 ・「ふるさと活動」の実施 ・支援体制構築（ｻﾎﾟｰﾀｰ探し）　等	（市町村） ・団体の伴走支援 （団体） ・「ふるさと活動」の充実 ・支援体制構築　等

事業名	社会教育士等養成・育成事業
事業目的	学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域づくりを担う人づくりを推進していくため、高等教育機関等と連携し、人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウをもった社会教育士等の養成・育成及び資質向上を図る。

事業概要（内容）

（1） 高等教育機関と連携した社会教育士育成事業

高等教育機関と連携・協働し、県内における人づくり・地域づくりを推進していく人材（社会教育士）を育成する。

（2） 社会教育主事講習派遣事業（社会教育主事の養成）

公立小中学校教員等に社会教育主事となり得る資格を取得させるため、大学等で開講される社会教育主事講習へ派遣する。

（3） 社会教育主事（士）研修事業

県内の社会教育主事、社会教育士、社会教育担当者等の資質向上を図る研修会やネットワークづくりのための交流会等を開催する。

・新任社会教育主事・士等研修会（年1回）
・社会教育主事・士等研修会（年3回）
・指導主事・社会教育主事会（社会教育部会）（年2回）
・社会教育士等研修会（教育事務所毎に年1回）
・しまねの人づくり大交流会（年1回）

（4） しまね社会教育師認証制度・しまね社会教育サポーター登録制度

社会教育主事講習を修了した社会教育主事有資格者、及び社会教育士の称号取得者及び、社会教育主事講習を修了していなくても社会教育機能を生かしながら、地域の中で人づくり・地域づくりを行う者に対して認証・登録を行い、県内の社会教育人材のネットワーク化を進める。

【認証・登録制度ロゴ】

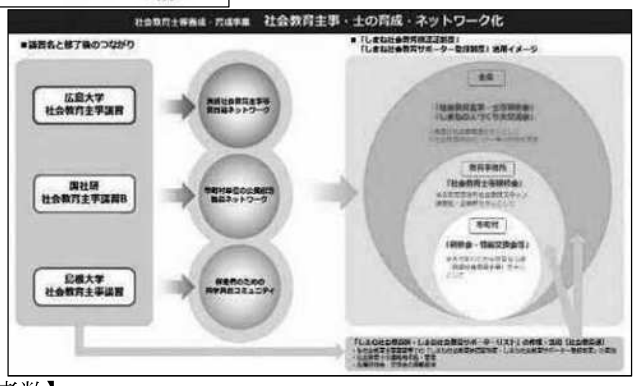

【令和6年度　社会教育主事講習受講者数】

	島根大学	広島大学	岡山大学	社会教育主事講習Ａ	社会教育実践研究センターにおける講習の島根会場
人数	60名 ※内、県内受講者30名	休止※1	不開講※2	1名	23名 ※分割履修者を含む ※東・西部2会場で実施

※1：令和７年度開講予定
※2：令和７年度開講予定(隔年開講)

この指とまれ！
しまねの社会教育人材
認証・登録制度

ふたつの制度！

①しまね社会教育師認証制度
②しまね社会教育サポーター登録制度

島根県教育委員会は、今後ますます社会教育人材が活躍することを期待し、しまね社会教育師認証制度、しまね社会教育サポーター登録制度の運用を開始します。

積極的にご参加いただき、しまねの社会教育を一緒に盛り上げていきましょう！

①しまね社会教育師認証制度

【期待される役割】
・活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「導く」役割を期待します

【対象となる人】
・社会教育主事有資格者
・社会教育主事講習を修了した人
（新旧制度問わない）
・大学の社会教育主事養成課程修了者
（例）
現在社会教育主事の発令者
過去、社会教育主事の発令者
講習を修了した公民館等職員
社会教育士の称号を取得した人　など

②しまね社会教育サポーター登録制度

【期待される役割】
・社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で脈々と活動を「紡ぐ」役割を期待します

【対象となる人】
・島根県において社会教育のノウハウやスキルを生かして人づくりや　地域づくりに関わっている人
・しまねの社会教育事業や活動に関わっている人、これから関わりたいと思っている人
（例）
社会教育委員、コーディネーター
公民館、コミセン、まちセン職員
親学ファシリテーター　など

ロゴ　認証後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください！

しまね
社会教育師
ご縁の国しまねの社会教育導き人（みちびきびと）

ロゴ　登録後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください！

しまね
社会教育サポーター
ご縁の国しまねの社会教育紡ぎ人（つむぎびと）

登録　二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください
※認証制度は社会教育主事講習の終了を証明する書類が必要です

登録　二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください

事業名	社会教育主事派遣制度	関連資料 P 42
事業目的	学校・家庭・地域住民の連携協働関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する。	
事業概要（内容）	【職務】 ○ 特に次の事項に重点を置き、県事業との関連を図りながら市町村の社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事する （1） 学校・家庭・地域が一体となった魅力ある教育環境の実現 （2） 地域を担う人づくりの推進 ○ 主な県事業は次の通りとする （1） 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 （2） ふるさと教育推進事業 （3） みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業 【派遣の要件】 ○ 当該市町村教育委員会に社会教育主事が置かれていること 【経費の負担】 ○ 市 2／3　町村 1／2 【派遣期間】 ○ 原則として4年以内 【派遣者数と派遣先】（令和7年度） ○ 派遣者数　19 名 ○ 派遣先市町村数　8市 10 町1村 ※派遣人数の推移は資料編に記載 社会教育主事派遣制度により期待される効果 ◆学校・家庭・地域が一体となった魅力ある教育環境の実現 ○地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動の充実 ○保幼・小・中・高校・特別支援学校等を貫いた一体的・系統的な教育活動の実現 ○地域をあげて子どもの教育に関わろうとする気運の醸成 ○子どもの教育に関わる地域の人々や団体、諸機関のネットワーク化　など ◆地域を担う人づくりの推進 ○地域住民（子どもから大人まで）のふるさとへの理解と次世代育成の促進 ○公民館等への助言・支援による人づくりにつながる学習・実践活動の充実 ○学びの機会の拡充による世代を越えた住民の地域づくりへの参加・参画促進 ○他部局、民間、NPOなど多様な主体がつながる学びの機会の創出　など	

事業名	子ども読書活動推進事業	関連資料 P 41
事業目的	子どもと本をつなぐ活動の充実を図り、子どもの読書を支える人を育て、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。	

事業概要（内容）

（1） 子ども読書活動推進会議の開催 〔年１回〕
第5次子ども読書活動推進計画の進行管理
・構成：学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、読書活動実践者等 計 13 名

（2） しまね子ども読書フェスティバルの開催
県内4か所において、子ども読書の推進に関する取組を委託事業で実施する。
・予算：1市町村 200 千円以内（特別な事情（※）がある場合は 300 千円以内）
※ 隠岐地域での開催で講師の招聘にかかる旅費が多額になる場合など
・内容：未就学児を中心とした読書普及の推進
ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座の開催、絵本の展示 など

（3） 「しまねえほんダイアリー」の作成・配布
絵本の読み聞かせの記録帖を県内に配布し、家庭での読み聞かせの普及を推進する。

（4） 子どもへの読書普及活動の啓発
市町村立図書館の職員や読書ボランティア等を対象とした研修の実施 など

子どもの読書活動の推進に関する法律（第２条抜粋）
「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」

基本目標

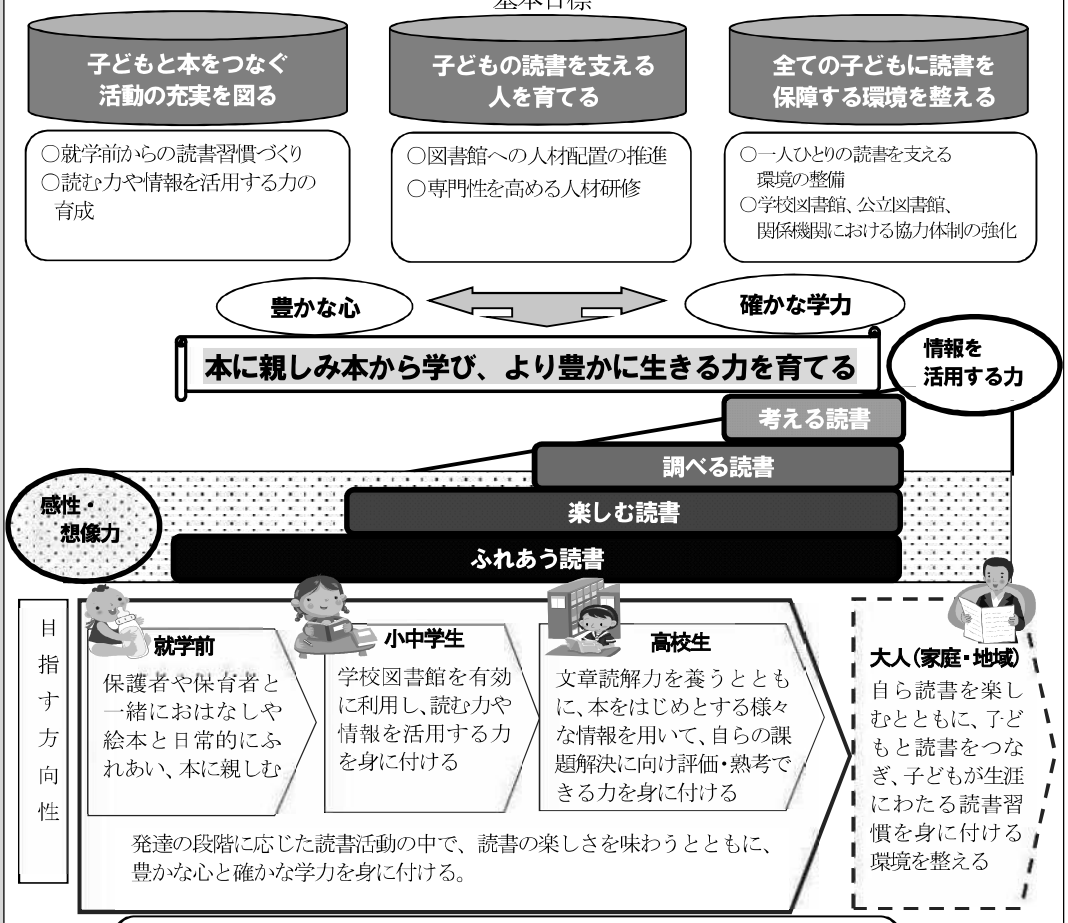

第５次計画で重点的に取り組むべき事項
○ 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
○ 学校図書館活用教育の更なる推進と ICT の適切な活用
○ 多様な子どもたちへの読書機会の確保

事業名	家庭教育の支援体制整備事業
事業目的	学校・家庭・地域社会が一体となって、「地域の子どもを地域で育てる」機運の一層の醸成を図り、県内各地で子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々とのふれあいや交流機会の充実を図り、島根県における家庭教育の支援体制を構築する。
事業概要（内容）	（1） 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会の開催〔年3回〕 各PTA連合会の自主性を尊重しつつ、相互の連絡を密にし、本県のPTAの発展を図るとともに、幼児及び児童生徒の健全な発達に寄与する。 各PTA連合会長・事務局長計8名で構成。 （2） 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会 県内のPTA会員等が一堂に会し、子どもたちの健やかな成長のために自らの使命や役割についての認識を深めるとともに、研修を通して、地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、地域の教育環境の改善等を図る。【毎年11月　最終土曜日に開催】 （3） 地域における親子の育ち応援事業 家庭教育支援の取組において、親や子が、他者とのつながりや関わり合いの中で安心して子育てができる環境を醸成するため、親子の育ちを応援する関係団体による活動を強化する。 〔委託内容〕 ・親の育ちを応援する学習機会の提供や相談対応 ・親子と地域のつながりをつくる取組 ・子どもから大人までの生活習慣づくり ・人材育成と社会全体の子育て理解の促進　等 --- **家庭教育支援における基本的な考え方** **○家庭教育支援の定義** （1）保護者と子どもが安心して生活するための学びの場の提供 （2）家庭内の人間関係づくり・環境づくりのための取組 **○社会教育課事業に関わる家庭教育支援の取組** 親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援する。子どもとその親を対象とした体験学習の機会提供や、「親の学び」の提供を行う。 ・島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会 ・地域における親子の育ち応援事業 ・結集！しまねの子育て協働プロジェクトにおける家庭教育支援（P15） ・社会教育施設における家庭教育支援事業（P29～P32） ※（参考）家庭教育 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。　*※教育基本法第10条* 家庭教育は、子どもが （・基本的な生活習慣　・生活能力　・人に対する信頼感　・豊かな情操 ・他人に対する思いやり　・基本的倫理観　・自立心や自制心　・社会的なマナー） などを身につける上で重要な役割を担う。 *※「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」* *（平成24年3月　家庭教育支援の推進に関する検討委員会）より*

事業名	部活動改革支援事業
事業目的	将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、地域人材の活用等により、部活動における教員の働き方改革等を推進する。

事業概要（内容）

（1） 部活動地域人材活用支援事業　※詳しくは下表参照

教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等を県立学校に配置するとともに、部活動指導員等を公立中学校に配置する市町村を支援する。

①部活動指導員

部活動の顧問になることや、単独指導、単独引率ができる部活動指導員を任用することで、教員の部活動指導にかかる時間を軽減する。

②地域連携指導員

単独指導、単独での引率も可能な地域連携指導員を任用することで、教員の部活動指導にかかる時間を軽減する。

③地域指導者

顧問教員と協力して指導ができる地域指導者を配置することで、教員の部活動指導にかかる負担の軽減を図る。

○部活動指導員・地域連携指導員・地域指導者活用支援のスキーム

類型		部活動指導員			地域連携指導員			地域指導者		
趣旨		・顧問教員の業務負担の軽減 （校長が部活動指導員を顧問に任命） ・顧問として部活動運営全般を担当 ・副顧問と情報共有・連携			・顧問教員（主顧問等）の業務負担の軽減 ・その他業務（事務作業等）は主顧問等が実施 ・主顧問等と情報共有・連携 ※将来的に部活動指導員への移行を想定するため、同一人物は原則通算3年以内（ただし、教員配置の状況等により最長5年）とする			・指導未経験等顧問教員の精神的負担の軽減		
職務	顧問	可			不可			不可		
	大会等引率	単独			顧問教員と連携 （単独可）			不可		
	実技指導 知識・技能指導	単独			単独			指導協力		
	指導計画作成 生徒指導 事故対応	単独 （顧問教員と連携）			単独 （顧問教員と連携）			顧問教員に協力		
	その他業務	単独			顧問教員に協力			－		
教員の立場・職務		・指導計画・生徒指導・事故対応（連携）			・大会等引率 ・指導計画・生徒指導・事故対応（連携） ・その他業務（会計管理、保護者連絡等）			・大会等引率 ・指導計画・生徒指導・事故対応（連携） ・その他業務（会計管理、保護者連絡等）		
身分		会計年度任用職員			会計年度任用職員			有償ボランティア		
任用		学校設置者			学校設置者			学校設置者		
報酬・謝金		1,600円／h			1,300円／h			1,000円／h		
負担割合		国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村
	市町村立中学校	1／3	1／3	1／3	－	2／3	1／3	－	2／3	1／3
	特支(中)	1／3	2／3	－	－	10／10	－	－	10／10	－
	県立高校(含特支)	－	10／10	－	－	10／10	－	－	10／10	－

（2） 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

公立中学校部活動の地域移行に向けて、関係者との連絡調整・指導補助等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保への支援等に関する実証事業を実施する。

事業名	社会教育総合推進事業
事業目的	社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催する。 現在活動している県内の少年団体から、活動が他の団体の範となる、優れた団体を表彰し、少年団体活動の振興を図る。
事業概要（内容）	（1）島根県社会教育委員の会 社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催。 ※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べることができる 島根県社会教育委員に関する条例　（平成26年3月18日 島根県条例第27号） （設置） 第1条　社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。 （委嘱の基準） 第2条　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。 （定数） 第3条　委員の定数は、20人以内とする。　※現在の委員数は12人 （任期） 第4条　委員の任期は、2年とする。 ※現委員任期：令和6年6月24日～令和8年6月23日 2　島根県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。 （2）島根県社会教育委員連絡協議会 市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、社会教育の振興に寄与するため、連絡協議会理事会を開催。また、5地区（松江、出雲、浜田、益田、隠岐）に連絡協議会を設置し、各市町村社会教育委員の活動支援を行う。 理事構成：市町村社会教育委員　11名 会員数：201名 （3）優良少年団体表彰 幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。 73年間続いている歴史ある表彰である。 〔表彰基準〕 ・地域指導者による支援をもとに活動している、少年団体であること ・活動歴が5年間以上であること。また、過去5年以内に本表彰を受けたものでないこと ・地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動などのボランティア活動、伝統文化の継承、または新しい地域文化の創造に寄与する活動に積極的に取り組み、明るく住みよい地域づくりに貢献していること（ただし、スポーツ少年団体による活動は除く） ・年間活動日数が概ね15日以上であり、年間をとおして定期的、継続的に活動していること（ただし、学校の教育課程として行われる教育活動は除く）

事業名	青少年文化活動推進事業
事業 目的	児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度や、島根県高等学校文化連盟と連携した高校文化部活動への各種支援により、青少年文化活動の推進を図る。 また、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供する。
事業 概要 （内容）	（1） 青少年文化活動の向上・推進 ・島根県児童生徒学芸顕彰 文化・芸術分野における全国大会において入賞した児童生徒及び功績顕著な指導者を教育長が顕彰する。 （2） 青少年文化活動の普及・振興 ・島根県高等学校部門別発表会等の支援 島根県高等学校文化連盟（県高文連）の各専門部が、部門別に実施する活動成果発表会等の基幹事業を支援する。（県高文連への補助金交付） ・全国高等学校総合文化祭への参加促進 全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の参加経費（旅費等）を一部補助する。（県高文連への補助金交付） ・高等学校文化活動に関する組織強化 文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実（会計年度任用職員の雇用）を支援する。（県高文連への補助金交付） （3） 文化芸術に親しむ機会の提供 ・舞台芸術等総合支援事業［巡回公演事業］（文化庁事業） 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。 ・伝統文化親子教室事業 （文化庁事業） 伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。

3 各社会教育施設の事業

施設名	社会教育研修センター	関連資料 P 47
施設設置目的	(1) 市町村担当者・公民館等職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習振興に資する指導者養成のための研修を実施 (2) 社会教育・生涯学習振興に関する学習相談や講師等各種情報を提供 (3) 学校と家庭・地域の連携推進 これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施	
事業概要(内容)	(1) 人材養成研修 ○対象者別研修(兼)市町村社会教育担当者研修 「社会教育を推進するための具体的方策を学ぶ研修を、対象者別に提供」 ・社会教育委員・担当者共に学ぼう！研修 ・みんなでチャレンジ！公民館等職員実践研修 (4回シリーズ) ・みんなでトライ！公民館等職員必要課題研修 (一部、人権啓発推進センターと連携) ・結集！コーディネーター・担当者研修 ・研修受講生同窓会 ○全体研修 「市町村担当者をはじめ、社会教育関係者全体を対象とした研修を提供」 ・みんな集まれ！しまねの社会教育キックオフ講座 (県内5ヶ所) ・満足と達成感！ファシリテーター養成講座 (3回シリーズ) ○社会教育主事講習〔B〕 (2) 社会教育にかかわる調査・研究 ・「しまね学習支援プログラム」(「親学プログラム」「地域魅力化プログラム」)の普及・啓発 ・各種調査の実施 (公民館等実態調査・しまね学習支援プログラム活用状況調査) ・さまざまな学習方法、学習プログラムの情報収集 ・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 (3) 社会教育の情報提供・学習相談 ・情報紙「しまねの社会教育だより」の発行 (年2回) ・ホームページやメールマガジンの活用 ・学習相談に応じ、学習情報を提供(東部・西部) ・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部) ・放送大学浜田コーナーの運営 (西部) (4) 市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修を支援	

施設名	県立図書館	関連資料 P 49
施設設置目的	図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを重要な使命としており、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 島根県立図書館は、県行政の一翼を担う社会教育機関として、県民一人ひとりが個性を発揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」を基本理念とし、だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現を目指す。 ※設置根拠：社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例	
事業概要（内容）	・県内全域を対象とした利用者サービス・・・市町村立図書館、学校図書館への支援等 ・県民一人ひとりの課題や学習ニーズに寄り添ったサービス・・・レファレンスサービスの提供、バリアフリー対応、子ども読書活動の推進、郷土資料整備等 （1）図書館業務市町村支援事業 「県内の図書館との連携と協力の推進」 ・市町村図書館等への支援 市町村図書館職員への研修の実施、資料搬送システムの運用など ・県内関係機関との連携強化 県図書館協会や県公共図書館協議会との連携、館種を超えた研修会の実施など （2）図書館活動推進事業 「県民や地域の課題解決に役立つサービスの提供」 ・レファレンスサービス 図書館サービスの基盤。データベース利用や事例蓄積・活用、情報リストの作成など ・多様な利用者に対応したサービスの提供 遠隔地貸出など来館が困難な県民へのサービス バリアフリー資料提供など障がいのある方へのサービス 外国語資料の充実など県内在留外国人等へのサービス ・仕事や暮らしにかかわる課題解決支援 ビジネス支援相談会、法テラス講演会等専門機関と連携した定例会開催など ・情報発信 図書館機能やサービスについて、Web など多様な媒体を活用した情報発信 （3）子ども読書推進事業 「子どもの読書活動の推進」 ・子どもの読書活動に関わる大人（保護者、読書ボランティア等）への支援 推薦図書リストによる図書情報の提供など ・子どもの発達段階に応じた保育所、幼稚園、学校等への支援 学校司書等を対象とした研修の実施など （4）郷土資料整備収集事業 「知の拠点として調査研究の支援」 ・郷土資料の収集、保存、提供及び情報発信 網羅的収集に係る団体等との連携や、 資料デジタル化及び Web 公開など ・レファレンスサービス（特に専門的な調査・研究支援） 博物館、大学等の専門機関、研究者の調査対応など 島根県立図書館イメージキャラクター ぶっくまくんとしおりちゃん （キャラクター作成：島根県飯南町在住絵本作家かげやまきさん）	

施設名	青少年の家(サン・レイク)	関連資料 P 54

施設 設置 目的	青少年を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。 小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置。

事業概要(内容)

(1) 研修支援事業

湖面活動(カッター、サバニ等)、野外活動、レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、支援を行う。

(2) 主催事業

施設開放、自然体験活動、生活体験活動、家族での交流活動などの機会を提供する。

事業名及び実施時期等	事業のねらい
施設開放事業 ①春のオープンデー(4月) ②湖面カーニバル(6月) ③サン・レイクファミリーデー(10月) ④ウキウキ施設開放デー(4月～11月) 日帰りを5回程度 〔対象〕一般	○施設を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、来場者の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。
青少年教育事業 ①にんにんチャレンジ 幼稚園児等を対象とした宿泊体験活動 (12 月) 日帰りを2回 〔対象〕年長児 ②キッズチャレンジ 小学生を対象とした宿泊体験活動 (8～12 月) 1泊2日を3回 〔対象〕小 1～3を2回、小4～6を1回 ③サマーチャレンジ 次代のリーダーを養成 (8月) 2 泊 3 日 〔対象〕小5～高 1	①基本的な生活習慣の形成と仲間と最後までやり通す力及び集団への適応能力向上のきっかけとする。 ②集団での生活体験や施設周辺での自然体験などを通して、協調性や自主性を学ぶきっかけとする。また、何事にも挑戦する気持ちを育む。 ③体験活動への興味・関心を高め、活動するために必要な知識やスキルを習得する。また、多くの人と体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う。
家庭教育支援事業 ①にこにこファミリー(11 月) 1泊 2 日 〔対象〕小学生を含む家族 ②エンジョイ！親子キャンプ(5月) 1泊 2 日 〔対象〕ひとり親家庭の親子 ③わくわく体験講座等 (6 月～1 月) 日帰りを8回程度 〔対象〕小学生又は未就学児を含む家族	①～③親子でふれあったり、参加家族同士で交流したりする体験活動や講座、施設開放を提供することにより、家庭の教育力向上に資するとともに、体験活動への理解・普及に努める。
体験活動支援者養成事業 ①体験活動基礎講座 (5～6月) 1泊2日を2回、日帰りを2回 〔対象〕学生・青少年教育関係者等 ②なかまづくりセミナー (7・8月) 日帰りを 2 回 ＊7月は雲南、8月は隠岐地域 〔対象〕教職員・研修担当者(官・民)・青少年教育関係者・学生等	①地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。 ②人間関係づくりの大切さを体験的に学べる機会を提供し、学級経営や人材育成等に生かす意欲やスキルを高める。

地域の体験活動支援事業 地域の体験活動支援事業 （通年）公民館等との調整により実施 〔対象〕公民館等職員など	○公民館等が学校や地域住民などの協力を得て行う宿泊や日帰りの体験活動を支援し、地域づくりを担う人づくり推進の一助とする。
アウトリーチ型支援事業 サン・レイク出前講座 〔対象〕学校、幼稚園、保育園、公民館、コミュニティセンター、児童クラブ等	○サン・レイクでできる体験プログラム（なかまづくり、パラスポーツ、デイキャンプ体験等）の提供により、体験活動の普及啓発及びサン・レイクの周知と利用促進を図る。

※施設の大規模改修工事に伴い、実施時期等が変更となる場合がある。

サン・レイクキャラクター
「サンちゃん」　　「レイクくん」

施設名	少年自然の家	関連資料 P 56

施設設置目的

小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。

小・中・高等学校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置。

事業概要（内容）

（1） 研修支援事業

冒険の森(フィールドアスレチック)活動、炊飯活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供する。

学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修利用が可能。

（2） 主催事業

青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供する。

事業名及び実施時期等	事業のねらい
利用団体指導者研修会 （前期:4月・後期:7月） 〔対象〕入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、本所での研修活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。
チャレンジ・ザ・サマー （7月）1泊2日 〔対象〕小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や参加家族間同士の“絆”を深める。
ジュニア・サマー・キャンプ （8月）4泊5日 〔対象〕小学5・6年生	日常生活では味わえない様々な体験活動を通して、困難に自ら立ち向かおうとする力を養うとともに、仲間との関わりの大切さに気づく。地域の人・自然・歴史・文化に触れ、実体験を通してその素晴らしさを体全体で感じる。
子ども探検隊 （10月）1泊2日 〔対象〕小学3・4年生	地域や自然の家の資源を活用した自然体験活動を楽しむことを通して仲間と関わる楽しさを味わう。集団生活をする上で必要な規律・礼儀作法などの基本的生活習慣を学ぶ。
オープンデー（50周年記念事業） （10月）日帰り 〔対象〕一般（高校生以下は保護者同伴）	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに、施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。また、関連のある団体との結びつきをさらに深化させる。
森と海のつどい（アクアスとの連携事業） （11月）1泊2日 〔対象〕小学4～6年生とその保護者	森と海のつながりを理解し、自然の豊かさを体感する。少年自然の家やアクアスでの活動を通して、親子や参加家族間同士の交流を図る。
エンジョイ！アウトドア （11月）日帰り 〔対象〕西部地区教育支援センター　他	自然の中で思い切り体を動かしたり、体験活動プログラムを活用したりすることを通して、子ども達の積極的態度の醸成や、自己肯定感の向上の一助とする。
かわいい子には旅をさせよう！ （11月、12月）1泊2日・2回 〔対象〕小学1・2年生	自然の中で思いきり活動することで自然に親しむ心を育むとともに、宿泊体験活動を通して基本的な生活習慣を身につける。
ジュニア・ウインター・キャンプ （12月）1泊2日 〔対象〕小学5・6年生	寒さの厳しい季節の中でキャンプ生活を体験することでたくましく生きる力を育成するとともに、仲間との関わりの大切さに気づく。

ボランティアスタッフ養成講座 （2月）1泊2日 〔対象〕小学5・6年生、中学1・2年生 （過去主催事業参加者）	小中学生を対象に、ボランティアのスキルや意欲を高めるとともに、参加者同士のつながりを深める。
わくわく・どきどき・スプリング （3月）1 泊 2 日 〔対象〕ひとり親家庭 （子：年中～小学生、中学生）	自然の中での炊飯活動をはじめとした野外体験活動を通して、自然の良さを体感するとともに、親子の“絆”を深める。
わくわく外遊びデー（毎月1回　前泊可） ※8月と10月は開催なし 〔対象〕一般（未成年者は保護者又は成人の同伴）	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。
地域の体験活動支援事業 （通年）公民館等との調整により実施 〔対象〕公民館等職員など	公民館等が学校や地域住民などの協力を得て行う宿泊や日帰りの体験活動を支援し、地域づくりを担う人づくり推進の一助とする。
アウトリーチ型支援事業 自然の家出前講座 （通年）学校等との調整により実施 〔対象〕学校、幼稚園、保育所、公民館、コミュニティセンター、まちづくりセンター、児童クラブ等	自然の家でできる体験プログラム（なかまづくり、炊飯活動、創作活動等）の提供により、体験活動の普及啓発及び自然の家の周知と利用促進を図る。

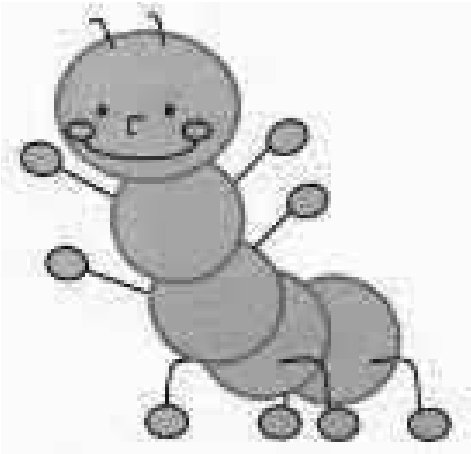

自然の家キャラクター
「イモーム」

Ⅲ　資料編（目次）

１　関係法令（抜粋）
（１）教育基本法 ―――――――――――――――――――――――――――――― 33
（２）社会教育法 ―――――――――――――――――――――――――――――― 34
（３）図書館法 ――――――――――――――――――――――――――――――― 39
（４）子どもの読書活動の推進に関する法律 ――――――――――――――――――― 41

２　社会教育主事派遣制度関係資料
（１）社会教育主事派遣要綱 ――――――――――――――――――――――――― 42
（２）社会教育主事派遣人数の推移 ―――――――――――――――――――――― 46

３　県立社会教育施設関係資料
（１）社会教育研修センター（生涯学習推進施設）―――――――――――――――― 47
島根県立生涯学習推進施設条例 ―――――――――――――――――――――― 48
（２）県立図書館 ―――――――――――――――――――――――――――――― 49
島根県立図書館条例 ――――――――――――――――――――――――――― 52
（３）県立青少年の家 ―――――――――――――――――――――――――――― 54
（４）県立少年自然の家 ――――――――――――――――――――――――――― 56
島根県立青少年社会教育施設条例 ――――――――――――――――――――― 58

４　附属機関等一覧 ―――――――――――――――――――――――――――――― 64

５　条例一覧 ――――――――――――――――――――――――――――――――― 65

６　計画等一覧 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 66

７　社会教育関係表彰一覧 ――――――――――――――――――――――――――― 68

８　県内公共図書館一覧 ―――――――――――――――――――――――――――― 72

９　県内公民館等一覧 ――――――――――――――――――――――――――――― 73

10　令和７年度市町村社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧 ―――――――― 81

11　島根県教育庁社会教育課所掌事務 ―――――――――――――――――――――― 82

１ 関係法令（抜粋）

（１）教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

（生涯学習の理念）

第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（２）社会教育法（昭和24年６月10日 法律第207号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3　国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一　社会教育に必要な援助を行うこと。

二　社会教育委員の委嘱に関すること。

三　公民館の設置及び管理に関すること。

四　所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十　情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三　主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十六　社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
十七　視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
十八　情報の交換及び調査研究に関すること。
十九　その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
2　市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において、「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）
第六条　都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。
一　公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
二　社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
三　社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
四　市町村の教育委員会との連絡に関すること。
五　その他法令によりその職務権限に属する事項
2　前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（図書館及び博物館）
第九条　図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
2　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章　社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）
第九条の二　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
2　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）
第九条の三　社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
2　社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
3　社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）
第九条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。
一　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
イ　社会教育主事補の職にあつた期間
ロ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二　教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三　大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四　次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五　社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2　受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六　社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七　教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2　地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章　社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条　この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

第四章　社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）
第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第五章　公民館

（目的）
第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）
第二十一条　公民館は、市町村が設置する。
2　前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
3　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）
第二十二条　公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
一　定期講座を開設すること。
二　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
三　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
四　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
五　各種の団体、機関等の連絡を図ること。
六　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）
第二十三条　公民館は、次の行為を行つてはならない。
一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
2　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の職員）
第二十七条　公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
2　館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
3　主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条　市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。
（公民館の職員の研修）
第二十八条の二　第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第六章　学校施設の利用

（学校施設の利用）

第四十四条　学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2　前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

（社会教育の講座）

第四十八条　文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2　文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3　社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4　第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

（３）図書館法（昭和25年４月30日 法律第118号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

２　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条　図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

２　司書は、図書館の専門的事務に従事する。

３　司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の研修）

第七条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二　文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）
第七条の三　図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）
第七条の四　図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）
第八条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

第二章　公立図書館

（設置）
第十条　公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（図書館協議会）
第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
2　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。
第十六条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（４）子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

社会教育主事派遣要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第２項第８号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

２　前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

（職務）

第３条　派遣社会教育主事は、派遣先市町村教育委員会において、特に次の事項に重点を置き、県事業との関連を図りながら市町村の社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

（１）学校・家庭・地域が一体となった魅力ある教育環境の実現

（２）地域を担う人づくりの推進

２　第１項の事務にあたっての主な県事業は次の通りとする。

（１）結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

（２）ふるさと教育推進事業

（３）みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業

（派遣）

第４条　派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第１号）を県教育委員会に提出しなければならない。

２　県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めたときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事１人を派遣するものとする。

（派遣の要件）

第５条　県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

２　当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事（社会教育法第９条の２にある市町村教育委員会任用の社会教育主事であり、第９条の３の職務を有する者）が１名以上置かれていること。

３　前項の規定にかかわらず、派遣社会教育主事が派遣された年度内に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

（任命）

第６条　派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

（身分）

第７条　派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

２　県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

３　派遣先市町村教育委員会は、社会教育を所管する課・係が首長部局にある場合は、派遣社会教育主事に対し、教育委員会と社会教育を所管する課・係との兼務発令ができることとする。

（派遣の期間）
第８条　一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から４年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

（服務）
第９条　派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

（勤務条件）
第 10 条　派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

（分限及び懲戒）
第 11 条　派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

（給与等）
第 12 条　派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。
２　派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

（経費の負担）
第 13 条　この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。
２　前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第２条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第１項による給与等の１人分の単価に、第４項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、１円未満の端数は切り捨てる。
３　前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の４第１項の規定により採用された教職員（定年前再任用短時間勤務教職員）又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）附則第４条第１項及び第２項並びに第６条第１項及び第２項の規定により採用された教職員（暫定再任用教職員）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第１項による給与等の１人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、１円未満の端数は切り捨てる。
４　前２項の率は、市にあっては３分の２、町村にあっては２分の１とする。
５　負担金は、毎年度９月及び３月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
６　派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、１暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を 12 で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

（協定）
第 14 条　県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

（県教育事務所長の対応）
第 15 条　県教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。
（１）派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
（２）派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月１回以上設けること。

（派遣先市町村教育委員会教育長の対応）
第 16 条　派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。
２　市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。
（１）市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
（２）研修機会の提供等を適切に行うこと。
（３）第９条に定める派遣社会教育主事の服務の監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

（市町村教育長の報告等）
第 17 条　市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。
（１）派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第２号）を作成し、４月末日までに、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
（２）社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第３号）を、月１回、翌月 15 日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
（３）社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第４号）を、派遣社会教育主事に対して面接を実施した上で翌年度４月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
（４）その他必要に応じた関係書類

（派遣社会教育主事の取組状況等についての意見交換）
第 18 条　第３条に定める派遣社会教育主事の職務の取組状況、及び派遣社会教育主事と市町村任用社会教育主事との業務分担等を確認するため、年一回程度、市町村教育委員会と教育事務所社会教育スタッフ調整監・企画幹との意見交換を行うこととする。

（その他）
第 19 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附　則
１　この要綱は、平成 20 年９月 18 日から施行し、平成 21 年度以降の派遣に関し適用する。
２　従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成 20 年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成 21 年度から廃止する。
３　この要綱は、平成 25 年３月１日から施行し、平成 25 年度以降の派遣に関し適用する。
４　この要綱は、平成 26 年３月 18 日から施行し、平成 26 年度以降の派遣に関し適用する。

5　この要綱は、平成 28 年２月８日から施行し、平成 28 年度以降の派遣に関し適用する。
6　この要綱は、令和３年３月８日から施行し、令和３年度以降の派遣に関し適用する。
7　この要綱は、令和４年２月７日から施行し、令和４年度以降の派遣に関し適用する。
8　この要綱は、令和５年２月２日から施行し、令和５年度以降の派遣に関し適用する。
9　この要綱は、令和６年３月１日から施行し、令和６年度以降の派遣に関し適用する。
10　この要綱は、令和７年３月１日から施行し、令和７年度以降の派遣に関し適用する。

（２）　社会教育主事派遣人数の推移

← → 地域教育コーディネーター（市町村負担１／２）← → 派遣社会教育主事（市1/2、町村1/4）　※（市2/3.町村1/2）R6～

一部改正（2008）

事務所	市町村名		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	市町村名
			H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
松江	松江市	松江市		1	1	1	1	1	1																						
		鹿島町	1	1	1	1	1	1	1																						
		島根町	0.5																												
		美保関町	1	1	1	1				5	4	4	4	4	4	4															
		八雲村	1	1	1	1	1	1	1								4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	松江市
		玉湯町	1	1	1	1	1	1	1																						
		宍道町	0.5	1	1	1																									
		八束町		1	1	1	1	1	1																						
	東出雲町	東出雲町	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1															
	安来市	安来市																													
		広瀬町												1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	安来市
		伯太町																													
出雲	出雲市	出雲市																													
		平田市	1																												
		佐田町	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2																			
		多伎町	1	1	1	1	1	1	1													2	2	2	2	2	2	2	2	1	出雲市
		湖陵町	1																												
		大社町	1	1	1	1	1	1	1																						
	斐川町	斐川町																													
	雲南市	大東町	1																												
		加茂町	1	1	1	1	1	1	1																						
		木次町					1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	雲南市
		三刀屋町		1	1	1																									
		吉田村	1	1	1	1	1	1	1																						
		掛合町	1	1	1	1	1	1	1																						
	奥出雲町	仁多町													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	奥出雲町
		横田町	1																												
	飯南町	頓原町											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	飯南町
		赤来町	1	1	1	1	1	1	1																						
浜田	大田市	大田市				1	1	1	1																						
		温泉津町		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	大田市
		仁摩町																													
	浜田市	浜田市	0.5	1	1	1	1	1	1																						
		金城町	0.5				1	1	1																						
		旭町	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	浜田市
		弥栄村		1	1	1	1	1	1																						
		三隅町	0.5	1	1	1																									
	江津市	江津市	0.5	1	1	1	1	1	1		1	1	1															1	1	1	江津市
		桜江町	1																												
	川本町	川本町	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	川本町
	美郷町	邑智町	1	1	1	1	1	1	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	美郷町
		大和村	1																												
	邑南町	羽須美村	0.5	1	1	1	1	1	1																						
		瑞穂町	0.5							1	1	1																		1	邑南町
		石見町				1	1	1	1																						
益田	益田市	益田市		1	1	1	1	1	1																						
		美都町								1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	益田市
		匹見町		1	1	1																									
	津和野町	津和野町		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	津和野町
		日原町	0.5					1	1																						
	吉賀町	柿木村								1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	吉賀町
		六日市町	0.5					1	1																						
隠岐	海士町	海士町	1	1	1	1	1	1	1				1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	海士町
	西ノ島町	西ノ島町	0.5													1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	西ノ島町
	知夫村	知夫村	0.5	1	1										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	知夫村
	隠岐の島町	隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	隠岐の島町
	派遣者数		30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22	22	23	22	22	24	24	24	23	23	23	23	23	19	
	派遣市町村数		35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	18	18	19	
		市	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	8	8	8	
		町村	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	

3　県立社会教育施設関係資料

（１）社会教育研修センター（生涯学習推進施設）

○東部社会教育研修センター

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991－2　県立青少年の家「サン・レイク」 2階 (事務室, 視聴覚センター)	
連絡先等	TEL	0853－67－9060
	FAX	0853－69－1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/
設置年度	平成7年度（平成22年度　移転、名称変更）	
施設の設置根拠 （東部・西部）	社会教育法 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年3月10日　島根県条例第9号）	
運営形態	平成19年度から：県直営（研修業務等）と指定管理（施設管理業務）の併用	

○西部社会教育研修センター

施設所在地	〒697-0016 浜田市野原町1826－1　県立西部総合福祉センター「いわみーる」 3階 (事務室,研修室,学習相談室,情報閲覧コーナー,放送大学浜田コーナー)	
連絡先等	TEL	0855－24－9344
	FAX	0855－24－9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度（平成22年度　名称変更）	
運営形態	平成16年度まで：県直営 平成17年度から：県直営（研修業務等）と指定管理の併用 （施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理）	

○社会教育研修センターの利用状況（令和6年度）　　（令和7年3月3日現在）

区分			利用状況
社会教育にかかる人材養成研修	対象者別研修（兼）市町村担当者研	公民館等職員研修	150 人
		公民館等職員専門研修	65 人
		コーディネーター研修	145 人
	全体研修	ファシリテーター養成講座	70 人
		しまねの社会教育基礎講座	162 人
	社会教育主事講習[B]		42 人
市町村支援	市町村支援総数		25 件 670 人
	社会教育にかかる人材養成研修		22 件 519 人
学習相談件数			42 件

（注）東部社会教育センター・西部社会教育研修センターの合計

○島根県立生涯学習推進施設条例

平成７年３月10日
島根県条例第９号

（設置）

第１条　生涯学習に関する指導者の養成及び情報の提供を行うとともに県民に学習の機会を提供することにより、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、島根県立生涯学習推進施設を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市

（職員）

第２条　島根県立生涯学習推進施設に事務職員その他の所要の職員を置く。

（県教育委員会規則への委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 38 号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年条例第 51 号）

この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

（２）県立図書館

施設所在地	本館：〒690-0873　松江市内中原町52 西部読書普及センター：〒697-0023　浜田市長沢町1550－1	
連絡先等	TEL	0852－22－5725　　（西部）0855－23－6785
	FAX	0852－22－5728　　（西部）0855－22－4225
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	https://www.library.pref.shimane.lg.jp/
設置年度	昭和25年度	
施設の設置根拠	社会教育法、図書館法 島根県立図書館条例（昭和44年3月25日　島根県条例第12号）	
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階　2,192.28㎡ こども室、学習室、集会室、事務室、書庫、特別研修室他 ・2階　1,752.36㎡ 一般資料室、中央カウンター、郷土資料室、参考資料室、館長室、事務室他 地下書庫：1,453.60㎡，駐車場：71台，駐輪場：68.40㎡ ○蔵書数：889,410冊（令和7年2月28日現在、西部読書普及センター分を含む）	
運営形態	県直営	

①県立図書館の蔵書数と貸出冊数の推移

〔令和7年2月28日現在蔵書数〕　（単位：冊）

分　類	館内サービス用	館外サービス用
総　記	25,747	1,611
哲　学	26,335	720
歴　史	57,170	1,570
社会科学	87,224	2,605
自然科学	36,233	2,397
工　学	34,902	2,950
産　業	28,005	1,340
芸　術	39,555	2,582
語　学	13,232	527
文　学	91,147	24,725
参　考	33,096	
郷　土	128,353	
そ の 他	37,798	311
子 ど も	78,140	131,135
小　計	716,937	172,473
総　計	889,410	

〔蔵書数と貸出冊数の推移〕　（単位：冊）

年　度	蔵 書 数	貸 出 冊 数
H23	769,719	377,062
H24	801,122	380,438
H25	811,589	344,983
H26	826,911	340,647
H27	834,928	352,698
H28	849,675	359,447
H29	871,774	348,582
H30	881,421	339,677
R1	894,143	342,027
R2	906,879	294,189
R3	892,592	318,029
R4	901,680	407,074
R5	911,745	361,055
R6	889,410	274,182

※ 令和6年度を除き、蔵書数は各年度末現在

※ 令和6年度の蔵書数及び貸出冊数は令和7年2月28日現在

②県立図書館の利用状況

(ア)来館者へのサービス(公立図書館の基本的な活動についての指標)

○蓄積した手法、技術を県内図書館に供給するサービス

指　　標	単位	R3実績	R4実績	R5実績	備　　考
来館者数	人	175,884	212,738	218,608	平日(600～1,100人) 土日(1,000～1,300人)
貸出冊数 (来館個人)	冊	250,563	337,143	294,998	
調査相談 (レファンス)	件	8,119	7,198	7,560	本の所蔵の有無、言葉の意味や読みなどの簡単な調査から、複数の資料を使う文献調査までの多岐にわたる内容

(イ)市町村へのサービス(県立図書館固有の活動についての指標)

a 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指　　標		単位	R3実績	R4実績	R5実績	備　　考
団体貸出	学　校	冊	24,847	26,347	24,450	学校には、小中学校・高等学校・特別支援学校のほか、幼稚園・保育所を含む 市町村への寄託を含まない
	その他	冊	32,642	33,345	31,731	
	合　計	冊	57,489	59,692	56,181	

b 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指　　標	単位	R3実績	R4実績	R5実績	備　　考
初任研修Ⅰ	人	21	20	19	
初任研修Ⅱ	人	19	21	19	
新任図書館長研修	人	3	該当なし	該当なし	
専門研修	人	30	30	192	※R5は専門研修の代替として中国・四国地区図書館地区別研修を実施
読書普及研修	人	中止	20	105	※R5は第1回島根県図書館大会にて、読書普及研修会として講演会を実施
講演会	人	中止	33	31	
地域図書館職員研修	人	90	88	89	
合　計	人	163	212	455	

○学校図書館関係職員向け研修

指　　標	単位	R3実績	R4実績	R5実績	備　　考
学校司書研修	人	236	260	217	

c 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指　　標	単位	R3実績	R4実績	R5実績	備　　考
派遣回数	回	28	なし	なし	読書普及指導員の配置は令和3年度末で終了
参加人員	人	471	なし	なし	

③施設配置図

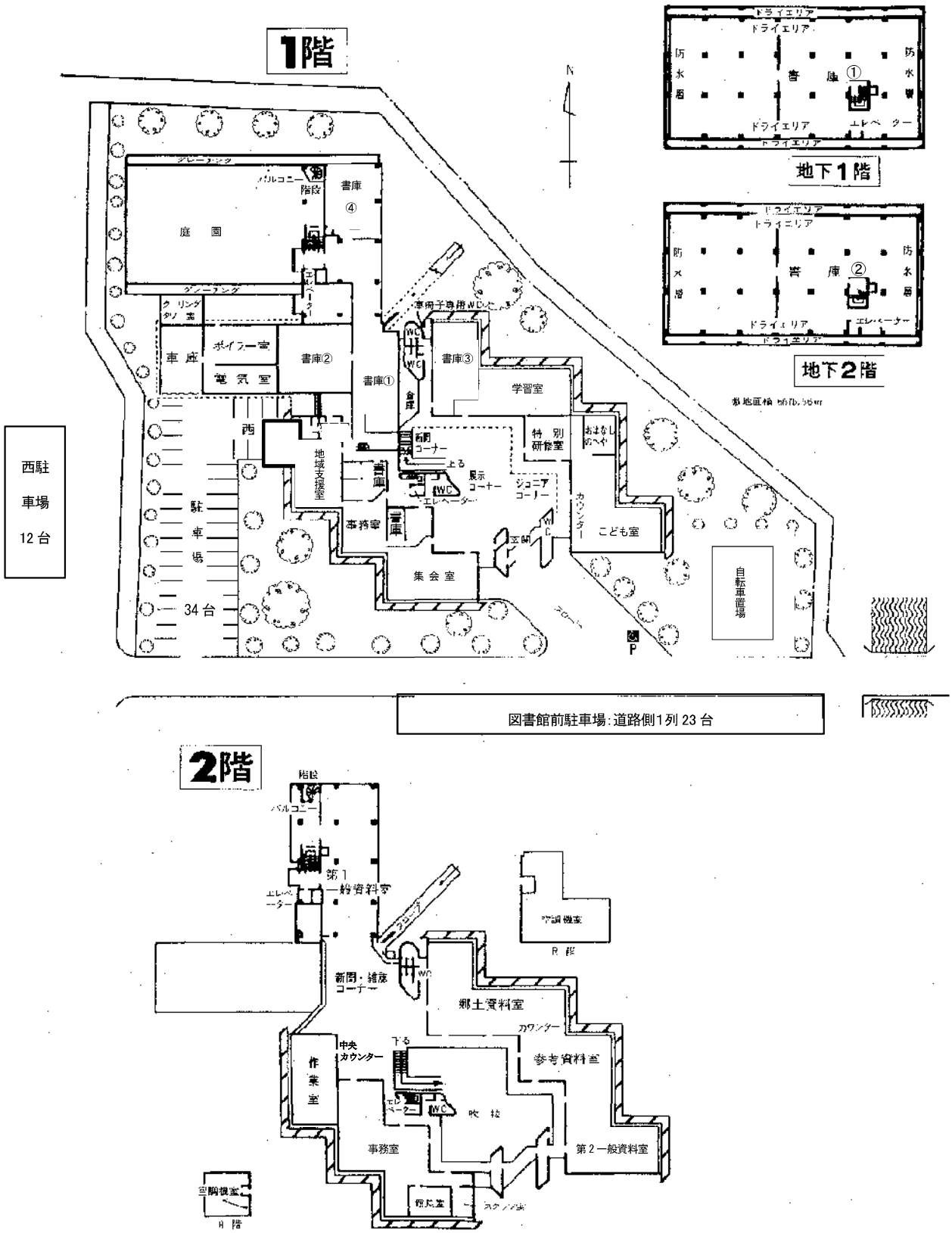
1階
地下1階
地下2階
庭園
書庫④
書庫①
書庫②
書庫③
車庫
ボイラー室
電気室
学習室
特別研修室
おはなしのへや
こども室
集会室
事務室
地域支援室
展示コーナー
ジュニアコーナー
カウンター
玄関
自転車置場
西駐車場 12台
駐車場 34台
図書館前駐車場:道路側1列23台
2階
第1一般資料室
新聞・雑誌コーナー
郷土資料室
参考資料室
第2一般資料室
作業室
中央カウンター
事務室
空調機室

○島根県立図書館条例

昭和44年３月25日
島根県条例第12号

（この条例の趣旨）
第１条　この条例は、島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。
（図書館の設置）
第２条　島根県立図書館（以下「図書館」という。）を松江市に置く。
（分館等の設置）
第３条　教育委員会は、図書館奉仕のため必要があるときは、適当と認める地区に分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。
（図書館協議会の設置）
第４条　図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第１項の規定により、図書館に島根県図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（協議会の委員の任命の基準、定数及び任期）
第５条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。
２　委員の定数は、10人以内とする。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（教育委員会規則への委任）
第６条　図書館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則
この条例は、昭和44年４月１日から施行する。
附　則（平成24年条例第31号）
この条例は、平成24年４月１日から施行する。

双语教育“魂”

（３）県立青少年の家

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991－2	
連絡先等	TEL	0853－69－1316　　※休所日(月曜日)0853－67－9063
	FAX	0853－69－1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度	
施設の設置根拠	社会教育法 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年3月8日　島根県条例第8号)	
施設概要	敷地面積72，940㎡　総延面積9，259．01㎡　宿泊定員209人 宿泊室、研修室、談話室、大和室、茶室、音楽室、調理室、多目的ホール、創作室、体育館、テニスコート、バーベキューハウス、艇庫(カッター、サバニ等) など 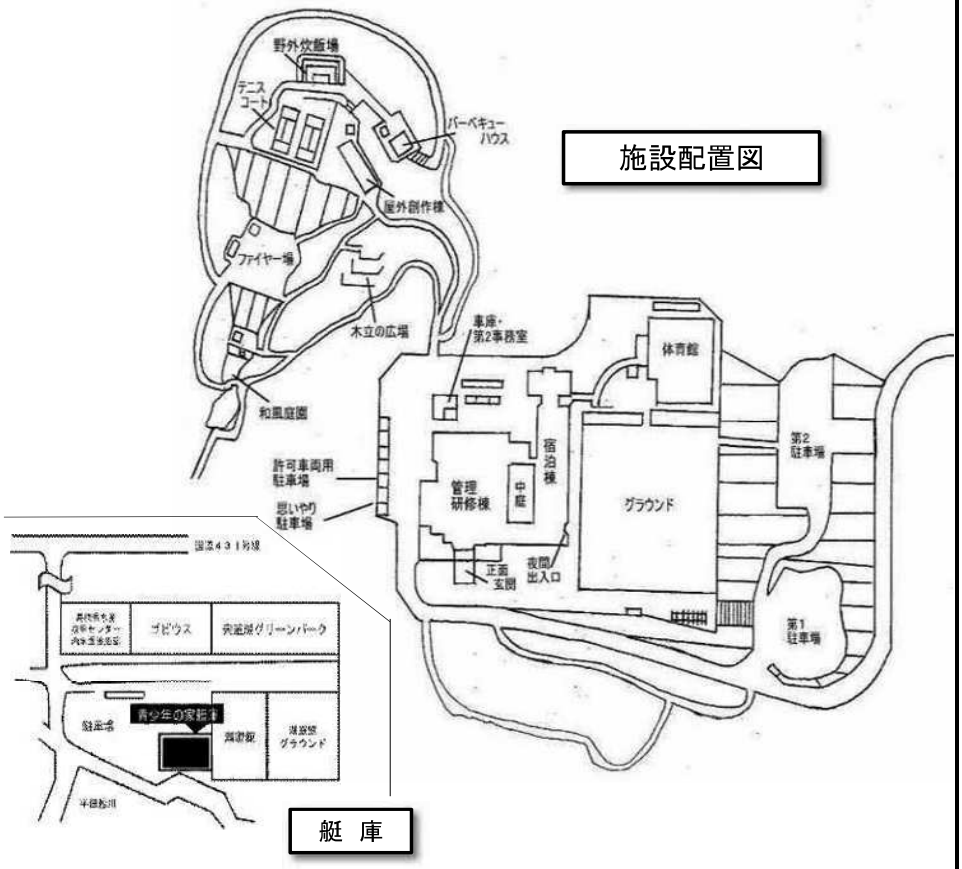 	
運営形態	平成18年度まで:県直営 平成19年度から:県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用	

①団体分類別利用状況

（単位：人、団体）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人　数	団体数	人　数	団体数	人　数	団体数
一般団体（社会教育）	1,999	88	1,457	55	5,782	239
一般団体（社会生活）	273	9	126	15	796	36
企業	169	8	168	5	1,118	42
学校	1,928	51	1,054	30	3,554	105
（内　小・中・高）	1,728	43	830	21	2,403	56
（内　幼稚園・保育所）	143	5	169	8	605	28
個人	191	45	113	19	1,046	194
その他	178	65	44	21	255	118
主催事業	433	18	533	33	1,799	39
利用実数　計	5,171	284	3,495	178	14,350	773
研修者数	6,368		4,573		22,716	

（注1）　利用実数は「宿泊実数＋日帰り実数」

（注2）　研修者数は「宿泊研修者数{宿泊実数×（泊数＋1）}＋日帰り実数」

②年齢別利用状況

（単位：人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人　数	割　合	人　数	割　合	人　数	割　合
小学生未満	287	5.6%	331	9.5%	915	6.4%
小　学　生	2,250	43.5%	1,526	43.7%	5,067	35.3%
中　学　生	222	4.3%	201	5.8%	734	5.1%
高　校　生	342	6.6%	62	1.8%	658	4.6%
大　学　生	25	0.5%	129	3.7%	371	2.6%
各種学校	71	1.4%	0	0.0%	61	0.4%
青　　年	0	0.0%	0	0.0%	67	0.5%
成　　人	1,974	38.2%	1,246	35.7%	6,477	45.1%
合　　計	5,171	100.0%	3,495	100.0%	14,350	100.0%

（４）県立少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610	
連絡先等	TEL	0855－52－0716
	FAX	0855－52－0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度	
施設の設置根拠	青少年の家と同じ	
施設概要	敷地面積133，280㎡　総延面積6，063．7㎡　宿泊定員181人 宿泊棟6棟（定員181人）、ケビン棟（定員44人）、研修室、創作室、体育館、炊飯場、キャンプファイヤー場、アスレチックコース（遊具21基）など 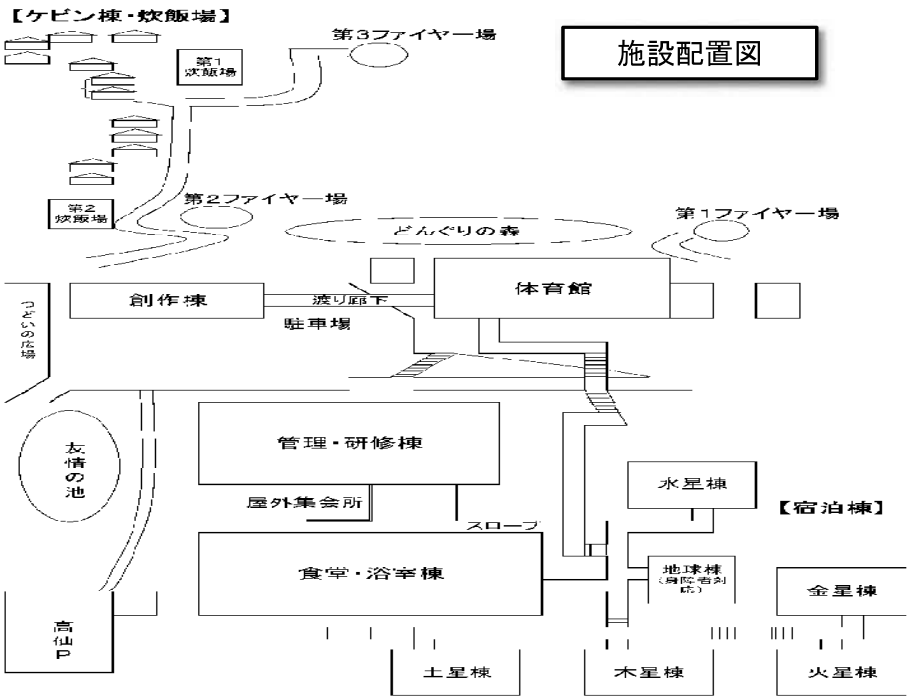 	
運営形態	平成16年度まで：管理委託 平成17年度から：県直営（管理補助業務を外部委託）	

①団体分類別利用状況

（単位：人、団体）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人　数	団体数	人　数	団体数	人数	団体数
一般団体（社会教育）	723	26	406	15	2,023	68
一般団体（社会生活）	129	4	129	4	188	7
企業	7	5	5	5	83	11
学校	3,638	88	2,531	68	4,077	107
（内　小・中・高）	2,955	73	2,113	55	3,321	81
（内　幼稚園・保育所）	404	9	365	9	573	17
個人	458	114	622	154	417	82
その他	164	2	0	0	251	3
主催事業	1,492	26	2,101	33	1,461	31
利用実数　計	6,611	265	5,794	279	8,500	309
研修者数	10,647		6,730		13,596	

（注1）　利用実数は「宿泊実数＋日帰り実数」

（注2）　研修者数は「宿泊研修者数{宿泊実数×(泊数＋1)}＋日帰り実数」

②年齢別利用状況

（単位：人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人　数	割　合	人　数	割　合	人　数	割　合
小学生未満	751	11.4%	778	13.4%	716	8.4%
小　学　生	3,262	49.3%	2,769	47.8%	4,143	48.7%
中　学　生	222	3.4%	241	4.2%	303	3.6%
高　校　生	252	3.8%	28	0.5%	354	4.2%
大　学　生	18	0.3%	13	0.2%	168	2.0%
各種学校	0	0.0%	4	0.1%	1	0.0%
青　年	7	0.1%	20	0.3%	9	0.1%
成　人	2,099	31.8%	1,941	33.5%	2,806	33.0%
合　計	6,611	100.0%	5,794	100.0%	8,500	100.0%

○島根県立青少年社会教育施設条例

平成３年３月８日
島根県条例第８号
（令和３年４月１日施行）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設（以下「青少年社会教育施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立青少年の家	出雲市
島根県立少年自然の家	江津市

（職員）

第３条　青少年社会教育施設に事務職員その他の所要の職員を置く。

第２章　使用

（利用者）

第４条　青少年社会教育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用できる者は、研修計画を有する者又は青少年社会教育施設が主催する研修事業に参加する者とする。

（使用の許可）

第５条　施設等を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

２　委員会は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1)　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3)　青少年社会教育施設の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に支障があると認められるとき、又は使用の目的が青少年社会教育施設の設置目的に反すると認められるとき。

３　委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、第１項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第６条　委員会は、前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は青少年社会教育施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第３項の規定により付した条件を変更することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2)　前条第２項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

(3)　前条第３項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料の納付）
第７条　使用者は、別表に定める使用料（１人当たりの額で使用する場合にあっては、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに未就学児を除いて計算した額の使用料をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。
２　使用料の納付方法は、教育委員会規則で定める。

（使用料の減免）
第８条　委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）
第９条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用権の譲渡等の禁止）
第10条　使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者の原状回復義務）
第11条　使用者は、施設等の使用を終了したとき（第６条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに、当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

第３章　指定管理者

（指定管理者による管理）
第12条　島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理（次条第４号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であって、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）
第13条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
(2)　青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
(3)　青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
(4)　島根県立生涯学習推進施設条例（平成７年島根県条例第９号）第１条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるもの（以下「青少年の家外施設等」という。）の維持管理に関する業務
(5)　前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、委員会が必要があると認める業務

（指定管理者の指定の申請等）
第14条　委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
２　第12条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）
第15条　委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、青少年の家の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
(1)　事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
(2)　事業計画書の内容が、青少年の家の施設及び設備並びに青少年の家外施設等の適切な維持

管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3)　当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）
第16条　指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、青少年の家の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）
第17条　委員会は、青少年の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）
第18条　委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
２　前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が青少年の家の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における青少年の家の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、第21条第２項において指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。
３　第１項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務）
第19条　指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第13条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（指定管理者の原状回復義務）
第20条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった青少年の家の施設及び設備並びに青少年の家外施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第４章　開所時間等

（開所時間）
第21条　青少年社会教育施設の開所時間は、午前９時から午後10時までとする。
２　指定管理者は、必要があると認めるときは、青少年の家の長の承認を受けて、青少年の家の開所時間を変更することができる。
３　島根県立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の長は、必要があると認めるときは、少年自然の家の開所時間を変更することができる。
４　前３項の規定にかかわらず、使用者は、開所時間以外の時間にあっても使用することができる。

（休所日）
第22条　青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。
(1)　月曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第２条に規定する祝日及び同法第３条

第２項に規定する休日
(3)　12月28日から翌年１月４日まで
２　前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、青少年の家は、７月１日から９月30日までは、休所しない。
３　前２項の規定にかかわらず、青少年の家の長は、青少年の家の長が必要があると認める場合又は指定管理者から申出があった場合に指定管理者と協議の上、休所日を変更することができる。
４　第１項の規定にかかわらず、少年自然の家の長は、必要があると認めるときは、休所日を変更することができる。
５　第３項又は前項の規定により休所日を変更したときは、当該青少年社会教育施設の長は、あらかじめ当該青少年社会教育施設の掲示場に公示する。

第５章　雑則

（損害賠償）
第23条　故意又は過失により、施設等を利用する者が青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を、指定管理者が青少年の家の施設若しくは設備若しくは資料又は青少年の家外施設等を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（教育委員会規則への委任）
第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第６章　罰則

第25条　知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

別表（第７条関係）
１　宿泊使用の場合

区分	使用料の額
県内者	1人1泊につき　1,060円
県外者	1人1泊につき　1,600円

備考　「県内者」とは、島根県の区域内に住所を有する者その他これに準ずると委員会が認める者をいい、「県外者」とは、県内者以外の者をいう。

２　宿泊使用以外の場合
(1)　島根県立青少年の家
（ア）　第１研修室等

区分	使用料の額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室又は特別研修室	円 700	円 930	円 930	円 1,630	円 1,860	円 2,560
第5研修室	1,540	2,060	2,060	3,600	4,120	5,660
第6研修室	260	360	360	620	720	980
和室研修室	610	810	810	1,420	1,620	2,230
和室206、和室207又は和室208	700	930	930	1,630	1,860	2,560

音楽室	830	1,130	1,130	1,960	2,260	3,090
茶室	330	450	450	780	900	1,230
試食室	580	770	770	1,350	1,540	2,120
調理室	1,230	1,630	1,630	2,860	3,260	4,490
多目的ホール	2,930	3,900	3,900	6,830	7,800	10,730
体育館	1時間につき　1,980円					

（イ）　第１創作室等

区分		使用料の額					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1創作室	貸切りの場合	円 950	円 1,290	円 1,290	円 2,240	円 2,580	円 3,530
	貸切りでない場合（1人につき）	250	330	330	580	660	910
第2創作室	貸切りの場合	700	930	930	1,630	1,860	2,560
	貸切りでない場合（1人につき）	180	240	240	420	480	660

（ウ）　テニスコート等

区分		使用料の額
テニスコート	貸切りの場合	1面1時間につき　220円
	貸切りでない場合	1人1時間につき　60円
グラウンド		1時間につき　470円
バーベキューハウス		1卓1時間につき　90円
カッター		1艇1時間につき　2,370円
カヌー（1人用）		1艇1時間につき　220円
カヌー（2人用）		1艇1時間につき　460円
カヌー（11人用）		1艇1時間につき　1,770円
ヨット		1艇1時間につき　220円
陶芸窯	素焼の場合	1回につき　2,010円
	本焼の場合	1回につき　4,050円

(2)　島根県立少年自然の家

（ア）　第１研修室等

区分	使用料の額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1研修室	円 1,360	円 1,830	円 1,830	円 3,190	円 3,660	円 5,020
第2研修室	880	1,190	1,190	2,070	2,380	3,260
第3研修室	390	520	520	910	1,040	1,430
体育館	1時間につき　1,270円					

（イ）　第２ホール等

区分	使用料の額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第2ホール	円 1,260	円 1,690	円 2,950
創作室	950	1,280	2,230
第4研修室又は第5研修室	620	830	1,450
水星棟、金星棟、火星棟、木星棟又は土星棟	2,870	3,850	6,720
地球棟	820	1,120	1,940

備考

1　(1)の（ア）の表及び（イ）の表並びに(2)の（ア）の表及び（イ）の表に定める使用時間を超えて使用する場合の使用料の額は、これらの表に定める使用料の額に、１時間までごとに、その使用料の額の１時間当たりの額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

2　(1)の（ア）の表又は(2)の（ア）の表に掲げる体育館の２分の１を使用するときの使用料の額は、これらの表及び前号の規定により算出した額の５割に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3　(1)の（ウ）の表に掲げる施設又は設備（陶芸窯を除く。）を使用する場合において、その使用時間が１時間未満であるときは１時間とし、その使用時間が１時間を超える場合において１時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は、１時間として計算する。

４　附属機関等一覧

令和7年4月1日現在

①附属機関（法律、条例の規定に基づいて設置されたもの）

担当所属	名　称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
社会教育課	島根県社会教育委員の会	社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べる。	20	12	社会教育法第15条第1項 島根県社会教育委員に関する条例第1条
	島根県生涯学習審議会	教育委員会又は知事の諮問に応じ、島根県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	25	休止中	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 島根県生涯学習審議会条例第1条
県立図書館	島根県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	10	10	図書館法第14条第1項 島根県立図書館条例第4条

②附属機関に類するもの（規則・要綱等に基づき設置された懇話会・協議会等）

担当所属	名　称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
東部・西部社会教育研修センター	生涯学習推進施設運営委員会	東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	10	10	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則第6条
青少年の家	島根県立青少年の家運営委員会	青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	15	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則第13条
少年自然の家	島根県立少年自然の家運営委員会	少年自然の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	委員不在 (6/1委嘱予定)	

５　条例一覧

令和7年4月1日現在

名　称	島根県社会教育委員に関する条例 （平成26年3月18日島根県条例第27号）	施行年月日 平成26年4月1日
目　的	島根県社会教育委員に関し必要な事項を定める。	
社会教育課	委嘱の基準、定数、任期	

名　称	島根県立図書館条例 （昭和44年3月25日島根県条例第12号）	施行年月日 昭和44年4月1日
目　的	島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	・図書館及び分館等の設置 ・図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数及び任期等	

名　称	島根県立青少年社会教育施設条例 （平成3年3月８日島根県条例第8号）	施行年月日 平成3年4月1日
目　的	島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	
概要等	・青少年の家及び少年自然の家設置 ・使用の許可等(許可、許可の取消し、使用料の納付、減免等) ・指定管理者による管理 ・開所時間、休所日等	

名　称	島根県立生涯学習推進施設条例 （平成7年3月10日島根県条例第9号）	施行年月日 平成7年4月1日
目　的	島根県立生涯学習施設の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの設置等	

６　計画等一覧

令和7年4月1日現在

名　称	第5次島根県子ども読書活動推進計画	所管	社会教育課
		根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項
計画の期間	令和6年度～令和10年度		
目　的	子どもたちが発達の段階に応じた読書活動の中で、豊かな心と確かな学力を養いながら、生きる力を主体的に身に付けていくことを目指し、子ども読書活動の推進を図る		
概要等	○基本理念 本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる ①子どもと本をつなぐ活動の充実を図る ②子どもの読書を支える人を育てる ③全ての子どもに読書を保障する環境を整える ○子どもの発達の段階ごとの目指す方向性 ・就 学 前：保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、本に親しむ ・小中学生：学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける ・高 校 生：文章読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける		

名　称	島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）	所管	県立図書館
		根拠法令等	図書館法第7条の2
計画の期間	令和6年度～令和10年度		
目　的	県民一人ひとりが個性を発揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」を基本理念とし、だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現を目指す		
概要等	○４つの目標と取組の方向性 (1)県内の図書館との連携と協力の推進 ・市町村図書館等の職員の資質向上のための支援や資料支援 ・県内の関係機関との連携の強化 (2)県民や地域の課題解決に役立つサービスの提供 ・多様な利用者に対応したサービスの提供 ・仕事や暮らしの課題解決に役立つ情報や学びの機会の提供 ・情報発信の強化 (3)子どもの読書活動の推進 ・子どもの読書活動に関わる大人（保護者、読書ボランティア等）への支援 ・子どもの発達段階に応じた保育所、幼稚園、学校等への支援 ・子どもへの読書普及 (4)知の拠点として調査・研究の支援 ・レファレンス機能の強化と県立図書館の役割に応じた資料の充実 ・郷土資料の収集、保存、提供及び情報発信 ・博物館、大学等の専門機関との連携		

<table>
<tr><td rowspan="2">名　称</td><td rowspan="2">部活動の在り方に関する方針</td><td>所管</td><td>保健体育課/社会教育課</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</td></tr>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">県内の公立中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）と 県立 高等学校（特別支援学校高等部を含む）の部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるように、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について方針を示す。</td></tr>
<tr><td>概要等</td><td colspan="3">＜主な内容＞
(1)適切な運営のための体制整備
・活動方針の策定と年間活動計画・活動実績等の作成
・指導・運営に係る体制の構築
(2)合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組
・適切な指導の実施
・部活動用指導手引の活用
(3)適切な休養日・活動時間の設定
・学期中の休養日
・学期中の活動時間
・長期休業中の休養日・活動時間
・基準を超えて活動を行う場合の留意点
(4)生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備
・生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
・合同部活動等の取組
・保護者の理解と協力・地域との連携等
(5)参加する大会等の精査</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">名　称</td><td rowspan="2">島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針</td><td>所管</td><td>保健体育課/社会教育課</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</td></tr>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">県内の公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る本県の方針を示し、市町村における部活動の地域連携・地域移行を含めた今後の在り方に係る検討や方針の策定を促す。</td></tr>
<tr><td>概要等</td><td colspan="3">＜基本的な考え方＞
・子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむ端の持続可能な環境を地域の実情に合ったやり方で整える
・県内の公立中学校（義務教育学校後期課程を含む）の休日、平日の在り方について、市町村が検討し、方針を示し、体制を整える
・県は、市町村が進める部活動の地域連携・地域移行に係る検討体制の構築に係る財政、人材育成等の支援を行う

＜主な内容＞
・役割分担（県、市町村、学校）
・地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備
・環境整備の考え方
・費用負担の考え方
・大会等の在り方と参加機会の確保</td></tr>
</table>

7　社会教育関係表彰一覧

表　彰　者	表　　彰　　名	表　　彰　　内　　容 令 和 6 年 度 被 表 彰 者 （県教育委員会から推薦し、受賞した者）
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰（社会教育分野）	教育、学術、文化、体育、その他各分野において、それぞれ本県教育に貢献した功績が特に顕著なものを表彰し、その功を顕彰する。
		生き生きクラブ清流の会
県教育長	優良公民館表彰	公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。
		浜田市杵束まちづくりセンター 益田市二条公民館 益田市匹見下公民館
	公民館職員表彰	公民館等に勤務し、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を島根県教育委員会教育長が表彰し、もって今後の公民館活動の発展に資する。
		繁浪　均　（松江市城東公民館　館長） 池田　知弘（松江市古志原公民館　主幹） 板花　智明（松江市宍道公民館　主任） 門脇　和弘（安来市井尻交流センター　館長） 高家　朋子（安来市十神交流センター　主事） 山西　哲郎（出雲市多伎ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長） 原　　悟司（出雲市荘原ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長） 石飛　達也（出雲市湖陵ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長） 高野　正次（出雲市稗原ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長） 打田　祥一（出雲市今市ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長） 原　　勝則（出雲市鵜鷺ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長） 吉野　茂美（浜田市井野まちづくりｾﾝﾀｰ　主事） 山内　恵　（大田市静間まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 大谷　千春（大田市富山まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 森田　修　（邑南町日貫公民館　館長） 野田　義仁（邑南町田所公民館　館長） 岡田　美乃里（邑南町高原公民館　事務員） 光田　梨絵（邑南町布施公民館　事務員） 青木　仁美（益田市道川公民館　主事） 田村　直美（益田市中西公民館　主事） 松浦　秀信（津和野町木部公民館　館長）
	優良少年団体表彰	県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として表彰する。
		大社中学校生徒吉兆支援保存会（出雲市）

表　彰　者	表　　彰　　名	表　　彰　　内　　容 令 和 6 年 度 被 表 彰 者 （県教育委員会から推薦し、受賞した者）
県教育長	島根県児童生徒学芸顕彰	学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むため、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰する。 【第１期】 14 団体、13 個人、1 指導者 【第２期】 １団体、31 個人
文部科学大臣	優良ＰＴＡ文部科学大臣表彰	ＰＴＡの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているＰＴＡを表彰し、ＰＴＡの健全な育成、発展に資することを目的とする。 松江市立八雲小学校ＰＴＡ 安来市立第一中学校ＰＴＡ
	ＰＴＡ活動振興功労者表彰	ＰＴＡ活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってＰＴＡの健全な育成と発展に資する。 ※５年ごとに実施（令和６年度は該当なし）
	「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰	地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指すことを目的に、学校と地域が連携・協働し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し表彰を行う。 西益田小学校学校運営協議会／西益田地区つろうて子育て協議会（益田市） 木次地区学校運営協議会／木次地区地域学校協働本部（雲南市）
	子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰	国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰する。 【図書館】雲南市立大東図書館（雲南市） 【団　体】読み聞かせサポーター「きらりんこ」（出雲市）

表　彰　者	表　　彰　　名	表　　彰　　内　　容 令 和 6 年 度 被 表 彰 者 （県教育委員会から推薦し、受賞した者）
文部科学大臣	優良公民館表彰	公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらした活動を行い、その活動成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。 邑南町矢上公民館
	社会教育功労者表彰	地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。 該当なし
	障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰	障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。 該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰 （社会教育分野）	各分野において県勢の発展に大きな貢献があった方を、知事が表彰する。 伊藤　孝子（出雲市）
	島根県青少年芸術文化表彰 （秘書課所管）	本県の芸術文化の発展向上に関し功績顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰する。 【第１期】 １団体、１個人 【第２期】 該当なし
（公社）全国公民館連合会	優良職員表彰	公民館職員として公民館活動に従事し、地域社会の振興、社会教育活動の推進に努力した功績が顕著であると認められる者を表彰する。 該当なし
（公社）全国公民館連合会	功労者表彰	正会員の役員、または、それに準ずる顕著な役割を担ったと認める者として、正会員の活動振興に対して、多大なる貢献をしたと認められる者を表彰する。 該当なし

表　彰　者	表　　彰　　名	表　　彰　　内　　容 令 和 6 年 度 被 表 彰 者 （県教育委員会から推薦し、受賞した者）
（公社）全国公民館連合会	永年勤続職員表彰	公民館職員として、通算 15 年以上勤め、他の模範となりうる活動をしたと認められる者を表彰する。 足立　紀子　（松江市城西公民館　主事） 木村　鉄平　（松江市乃木公民館　主任） 雲田　多佳子（松江市持田公民館　主事） 小林　伸子　（松江市鹿島公民館　主事） 田渕　理恵　（松江市古江公民館　主任） 平塚　智博　（松江市川津公民館　嘱託） 藤原　大輔　（松江市忌部公民館　主事） 安田　純平　（松江市東出雲公民館　主事） 糸原　ひとみ（安来市奥田原交流センター　主事） 馬庭　淳子　（出雲市神西ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ﾏﾈｼﾞｬｰ） 門脇　まゆみ（出雲市伊野ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ﾁｰﾌﾏﾈｼﾞｬｰ） 山田　沙智子（出雲市稗原ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ﾁｰﾌﾏﾈｼﾞｬｰ） 錦織　かおり（出雲市高松ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　ﾏﾈｼﾞｬｰ） 小林　美鈴　（大田市大田まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 瓜坂　久美子（大田市池田まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 三谷　和弘　（大田市志学まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 川村　智恵子（大田市水上まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 中村　一子　（大田市温泉津まちづくりｾﾝﾀｰ職員） 浅原　潤子　（大田市仁万まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 山口　清美　（大田市大国まちづくりｾﾝﾀｰ　職員） 石橋　哲一郎（大田市馬路まちづくりｾﾝﾀｰ ｾﾝﾀｰ長）
（株）山陰中央新報社	地域開発賞（教育賞）	各分野で社会、地域の発展のため貢献している人（社会の一隅を照らす人）を顕彰してその労をねぎらう。 該当なし
（一社）全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	社会教育の推進に貢献し、社教連の発展に功績のあった社会教育委員を表彰する。 森山　睦子　（出雲市）
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	社会教育委員として、本県社会教育のために尽力し、その功績が顕著な者を表彰する。 藤原　恵子　（松江市） 堀西　雅亮　（出雲市） 須山　幹子　（雲南市） 田中　耕太郎（浜田市） 兒島　和惠　（美郷町） 植垣　春美　（邑南町）
全国視聴覚教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振興に努力し、功績のあったものを表彰し、その労に謝意を表するとともに、今後の視聴覚教育の発展に資する。 該当なし

8　県内公共図書館一覧

令和7年3月31日現在

図書館名			所　在　地	電話番号	FAX
島根県立図書館			〒690－0873 松江市内中原町52	0852－22－5725	0852－22－5728
			〒697－0023 （西部読書普及センター）浜田市長沢町1550－1	0855－23－6785	0855－22－4225
市町村	1	安来市立図書館	〒692－0011 安来市安来町1062－1	0854－22－2574	0854－22－2598
	2	松江市立中央図書館	〒690－0017 松江市西津田6－5－44	0852－27－3220	0852－27－3270
	3	松江市立島根図書館	〒690－0401 松江市島根町加賀1414	0852－85－9088	0852－85－9089
	4	松江市立東出雲図書館	〒699－0101 松江市東出雲町揖屋1216－1	0852－52－3297	0852－52－9516
	5	雲南市立木次図書館	〒699－1332 雲南市木次町木次1008	0854－42－1021	0854－42－2274
	6	雲南市立大東図書館	〒699－1251 雲南市大東町大東1038	0854－43－6131	0854－43－6131
	7	雲南市立加茂図書館	〒699－1106 雲南市加茂町加茂中972－5	0854－49－8739	0854－49－8696
	8	出雲市立出雲中央図書館	〒693－0011 出雲市大津町1134	0853－21－0487	0853－21－8833
	9	出雲市立平田図書館	〒691－0001 出雲市平田町2110－1	0853－63－4010	0853－63－4219
	10	出雲市立佐田図書館	〒693－0506 出雲市佐田町反辺1747－6	0853－84－9050	0853－84－9050
	11	出雲市立海辺の多伎図書館	〒699－0903 出雲市多伎町小田73－1	0853－86－7077	0853－86－2211
	12	出雲市立湖陵図書館	〒699－0812 出雲市湖陵町二部1320	0853－43－3309	0853－43－7303
	13	出雲市立大社図書館	〒699－0711 出雲市大社町杵築南1338－9	0853－53－6510	0853－53－1122
	14	出雲市立ひかわ図書館	〒699－0631 出雲市斐川町直江4156	0853－73－3990	0853－72－7600
	15	大田市立大田市中央図書館	〒694－0064 大田市大田町大田イ113－2	0854－84－9200	0854－84－9202
	16	大田市立仁摩図書館	〒699－2301 大田市仁摩町仁万565－1	0854－88－4646	0854－88－4647
	17	大田市立温泉津図書館	〒699－2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855－65－2177	0855－65－2177
	18	江津市図書館	〒695－0011 江津市江津町995	0855－52－0551	0855－52－0552
	19	江津市図書館桜江分館	〒699－4226 江津市桜江町川戸11－1	0855－92－0300	0855－92－0300
	20	浜田市立中央図書館	〒697－0024 浜田市黒川町3748－1	0855－22－0480	0855－22－0592
	21	浜田市立金城図書館	〒697－0121 浜田市金城町下来原171	0855－42－1823	0855－42－1685
	22	浜田市立旭図書館	〒697－0425 浜田市旭町今市637	0855－45－1439	0855－45－0020
	23	浜田市立弥栄図書館	〒697－1122 浜田市弥栄町木都賀イ526－4	0855－48－2258	0855－48－2258
	24	浜田市立三隅図書館	〒699－3225 浜田市三隅町古市場2002	0855－32－0338	0855－32－0343
	25	益田市立図書館	〒698－0023 益田市常盤町8－6	0856－22－4222	0856－31－0290
	26	益田市立美都図書館	〒698－0203 益田市美都町都茂1692－甲	0856－52－2481	0856－52－2481
	27	飯南町立中央図書館	〒690－3401 飯石郡飯南町野萱300－1	0854－76－2160	0854－76－2161
	28	飯南町立頓原図書館	〒690－3207 飯石郡飯南町頓原2212－3	0854－72－0301	0854－72－0990
	29	かわもと図書館	〒696－0001 邑智郡川本町大字川本332－15	0855－72－0025	0855－72－1061
	30	美郷町立図書館	〒699－4621 邑智郡美郷町粕渕168	0855－75－1270	0855－75－1190
	31	邑南町立図書館	〒696－0222 邑智郡邑南町下口所127－1	0855－83－1760	0855－83－1771
	32	邑南町立図書館石見分館	〒696－0103 邑智郡邑南町矢上3835－4	0855－95－1044	0855－95－1670
	33	邑南町立図書館羽須美分館	〒696－0501 邑智郡邑南町阿須那153－1	0855－88－0001	0855－88－0002
	34	津和野町立津和野図書館	〒699－5604 鹿足郡津和野町森村イ241－1	0856－72－0155	0856－72－0230
	35	津和野町立日原図書館	〒699－5221 鹿足郡津和野町日原263－2	0856－74－0355	0856－74－0366
	36	吉賀町立図書館	〒699－5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856－77－1850	0856－77－1850
	37	海士町中央図書館	〒684－0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514－2－2433	08514－2－1633
	38	西ノ島町コミュニティ図書館	〒684－0211 隠岐郡西ノ島町浦郷67－8	08514－2－2422	08514－2－2423
	39	隠岐の島町図書館	〒685－0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17－1	08512－2－2341	08512－2－9198

９ 県内公民館等一覧

令和7年4月1日現在

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先 電話番号	(FAX)
1	松江市	城東公民館	690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2		城北公民館	690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3		城西公民館	690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4		白潟公民館	690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5		朝日公民館	690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6		雑賀公民館	690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7		津田公民館	690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8		古志原公民館	690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9		川津公民館	690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10		朝酌公民館	690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11		法吉公民館	690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12		竹矢公民館	690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13		乃木公民館	690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14		忌部公民館	690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15		大庭公民館	690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16		生馬公民館	690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17		持田公民館	690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18		古江公民館	690-0122	松江市西浜佐陀町288-1	0852-36-8054	(36-6116)
19		木庄公民館	690-1101	松江市木庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20		大野公民館	690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21		秋鹿公民館	690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22		鹿島公民館	690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23		島根公民館	690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24		美保関公民館	690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25		八雲公民館	690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
26		玉湯公民館	699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(62-9100)
27		宍道公民館	699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
28		八束公民館	690-1404	松江市八束町波入2060	0852-76-3663	(76-3669)
29		東出雲公民館	699-0101	松江市東出雲町揖屋1216-1	0852-52-6001	(52-6006)
30	安来市	安来中央交流センター	692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-0755)
31		十神交流センター			0854-23-0755	（同左）
32		社口交流センター	692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	（同左）
33		島田交流センター	692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	（同左）
34		宇賀荘交流センター	692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	（同左）
35		大塚交流センター	692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(26-0090)
36		吉田交流センター	692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	（同左）
37		能義交流センター	692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	（同左）
38		飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	（同左）
39		荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	（同左）
40		赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	（同左）

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先	
					電話番号	(FAX)
41	安来市	広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
42		広瀬交流センター				
43		布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
44		宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
45		比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
46		東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
47		山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
48		下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
49		西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
50		奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
51		菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
52		伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
53		安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
54		母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
55		井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
56		赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
57	出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(24-1706)
58		大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
59		塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
60		古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
61		高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町761-1	0853-21-0671	(21-0682)
62		四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
63		高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
64		川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
65		鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
66		上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
67		稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
68		朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
69		乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
70		神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
71		神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
72		長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
73		平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町951-1	0853-63-1385	(63-1368)
74		灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
75		国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
76		西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
77		鰐淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
78		久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
79		檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
80		東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
81		北浜コミュニティセンター	691-0041	出雲市小津町1319-19	0853-66-0002	(66-0016)
82		佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先	
					電話番号	(FAX)
83	出雲市	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
84		須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
85		窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
86		多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
87		湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
88		大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
89		荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
90		遙堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
91		日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
92		鵜鷺コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鷺浦275-4	0853-53-5635	(53-5644)
93		荘原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(72-4602)
94		出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
95		阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
96		伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
97		直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
98		久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
99		出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
100	雲南市	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
101		春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分235-1	0854-43-2709	(同左)
102		幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
103		佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
104		阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
105		久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野30-4	0854-47-0040	(同左)
106		海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
107		塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
108		加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8380	(49-6042)
109		八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
110		三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
111		新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市379	0854-42-5110	(同左)
112		下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
113		斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
114		日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
115		西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
116		温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
117		三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(47-7018)
118		一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(47-7211)
119		飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
120		鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
121		中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
122		吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
123		民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
124		田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
125		掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2151-1	0854-62-0189	(同左)
126		多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先	
					電話番号	(FAX)
127	雲南市	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	(同左)
128		波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
129		入間交流センター	690-2702	雲南市掛合町入間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
130	奥出雲町	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
131		三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
132		亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
133		阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
134		三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
135		鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
136		横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
137		八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
138		馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)
139	飯南町	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2212-3	0854-72-0980	(72-1778)
140		志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
141		赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
142		来島公民館	690-3401	飯南町野萱300-1	0854-76-2393	(76-2845)
143		谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷487-1	0854-76-3629	(同左)
144	浜田市	浜田まちづくりセンター	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
145		石見まちづくりセンター	697-0024	浜田市黒川町131-2	0855-22-1380	(同左)
146		長浜まちづくりセンター	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
147		周布まちづくりセンター	697-1321	浜田市周布町イ374	0855-27-0058	(同左)
148		大麻まちづくりセンター	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
149		美川まちづくりセンター	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
150		国府まちづくりセンター	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
151		久佐まちづくりセンター	697-0303	浜田市金城町久佐イ575-7	0855-42-2666	(同左)
152		今福まちづくりセンター	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
153		美又まちづくりセンター	697-0301	浜田市金城町追原177-1	0855-42-1704	(同左)
154		雲城まちづくりセンター	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
155		波佐まちづくりセンター	697-0211	浜田市金城町波佐イ441-1	0855-44-0146	(同左)
156		小国まちづくりセンター	697-0213	浜田市金城町小国イ160-1	0855-44-0254	(同左)
157		今市まちづくりセンター	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
158		木田まちづくりセンター	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	(45-1135)
159		和田まちづくりセンター	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	(同左)
160		都川まちづくりセンター	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
161		市木まちづくりセンター	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
162		安城まちづくりセンター	697-1211	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-3251)
163		杵束まちづくりセンター	697-1122	浜田市弥栄町木都賀イ526-4	0855-48-2258	(同左)
164		岡見まちづくりセンター	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
165		三保まちづくりセンター	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)
166		白砂まちづくりセンター	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)
167		三隅まちづくりセンター	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)
168		黒沢まちづくりセンター	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)
169		井野まちづくりセンター	699-3301	浜田市三隅町井野ヘ1816-2	0855-34-0007	(34-0038)

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先	
					電話番号	(FAX)
170	浜田市	石見まちづくりセンター細谷分館 ★	697-0013	浜田市三階町2130-1	0855-25-9204	(23-1866)
171		石見まちづくりセンター長見分館 ★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-25-9204	(23-1866)
172		石見まちづくりセンター後野分館 ★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-25-9204	(23-1866)
173		石見まちづくりセンター佐野分館 ★	697-0311	浜田市佐野町イ337-1	0855-25-9204	(23-1866)
174		石見まちづくりセンター宇津井分館 ★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-25-9204	(23-1866)
175		美川まちづくりセンター東分館 ★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-25-9204	(23-1866)
176		美川まちづくりセンター西分館 ★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-25-9204	(23-1866)
177		国府まちづくりセンター宇野分館 ★	695-0102	浜田市宇野町243-1	0855-25-9204	(23-1866)
178		国府まちづくりセンター有福分館 ★	695-0101	浜田市下有福町20-1	0855-25-9204	(23-1866)
179	大田市	大田まちづくりセンター	694-0064	大田市大田町大田ロ1329-9	0854-82-6240	(82-7565)
180		川合まちづくりセンター	694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(同左)
181		久利まちづくりセンター	694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(同左)
182		大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(同左)
183		朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(同左)
184		富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(同左)
185		波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(同左)
186		久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(同左)
187		鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(同左)
188		長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久イ612-1	0854-82-5571	(同左)
189		静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(同左)
190		五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(同左)
191		池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(同左)
192		志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学2065-2	0854-83-2167	(同左)
193		北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(同左)
194		大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町イ490	0854-89-0330	(89-0164)
195		水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(同左)
196		祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	(同左)
197		大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(同左)
198		温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-1522	(同左)
199		湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	(同左)
200		福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光ハ467-1	0855-65-2941	(同左)
201		井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田ロ255	0855-66-0711	(同左)
202		仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(同左)
203		宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(同左)
204		大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(同左)
205		馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路831-6	0854-88-9070	(同左)
206	江津市	波積地域コミュニティ交流センター	699-2833	江津市波積町本郷325-1	0855-55-0001	(同左)
207		黒松地域コミュニティ交流センター	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
208		都治地域コミュニティ交流センター	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
209		浅利地域コミュニティ交流センター	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
210		松平地域コミュニティ交流センター	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先 電話番号	連絡先 (FAX)
211	江津市	渡津地域コミュニティ交流センター	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
212		郷田地域コミュニティ交流センター	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
213		嘉久志地域コミュニティ交流センター	695-0016	江津市嘉久志町イ1503	0855-52-0436	(同左)
214		和木地域コミュニティ交流センター	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
215		都野津地域コミュニティ交流センター	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
216		二宮地域コミュニティ交流センター	695-0024	江津市二宮町神主イ171	0855-53-1665	(同左)
217		跡市地域コミュニティ交流センター	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
218		敬川地域コミュニティ交流センター	699-3162	江津市敬川町1716-5	0855-53-1958	(同左)
219		波子地域コミュニティ交流センター	699-3161	江津市波子町イ1272-4	0855-53-1902	(同左)
220		有福温泉地域コミュニティ交流センター	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
221		長谷地域コミュニティ交流センター	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
222		市山地域コミュニティ交流センター	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
223		川戸地域コミュニティ交流センター	699-4226	江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0026	(同左)
224		谷住郷地域コミュニティ交流センター	699-4111	江津市桜江町谷住郷1824-1	0855-92-1457	(同左)
225		川越地域コミュニティ交流センター	699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
226	川本町	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
227		三原まちづくりセンター	696-1225	川本町南佐木236-2	0855-74-8410	(74-8410)
228		川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
229	美郷町	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
230		君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
231		別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2	(0855-75-0006)	(74-6110)
		※別府公民館職員は、悠花の郷やなしおに常駐しているため、連絡先電話番号とFAX番号は悠花の郷やなしおのもの				
232		都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
		※都賀公民館職員は、美郷町役場大和事務所に常駐しているため、連絡先電話番号とFAX番号は大和事務所のもの				
233		比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
234		吾郷公民館	699-4625	美郷町簗瀬178	0855-74-2166	(74-2167)
235		粕渕公民館	699-4621	美郷町粕渕92-10	0855-74-2277	(74-2278)
236		都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
237		都賀行公民館潮分館　★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
238	邑南町	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
239		口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
240		田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
241		出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
242		高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
243		布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
244		市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
245		矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
246		中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
247		井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
248		日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
249		日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
250		阿須那公民館雪田分館　★	696-0506	邑南町雪田1215-1		
251		阿須那公民館戸河内分館　★	696-0505	邑南町戸河内893-4		
252		阿須那公民館阿須那分館　★	696-0501	邑南町阿須那6-6		

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先 電話番号	(FAX)
253	邑南町	口羽公民館上口羽分館 ★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
254		口羽公民館長田分館 ★	696-0601	邑南町上田335-1		
255		口羽公民館口羽分館 ★	696-0603	邑南町下口羽1248		
256		出羽公民館出羽分館 ★	696-0312	邑南町出羽4-2		
257		高原公民館高原分館 ★	696-0404	邑南町原村1180-3		
258		市木公民館市木分館 ★	697-0631	邑南町市木1986-2		
259		日和公民館日和分館 ★	696-0104	邑南町日和2580-2		
260	益田市	益田公民館	698-0005	益田市本町3-15	0856-23-5752	（同左）
261		吉田公民館	698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
262		高津公民館	698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	（同左）
263		安田公民館	699-3676	益田市遠田町384-2	0856-27-0001	（同左）
264		鎌手公民館	699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	（同左）
265		種公民館	699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	（同左）
266		北仙道公民館	699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	（同左）
267		豊川公民館	698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	（同左）
268		真砂公民館	698-0411	益田市波田町イ481	0856-26-0002	（同左）
269		豊田公民館	699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	（同左）
270		西益田公民館	699-5133	益田市神田町イ635-1	0856-25-1564	
271		二条公民館	698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	（同左）
272		美濃公民館	699-3766	益田市美濃地町イ146	0856-29-0031	（同左）
273		小野公民館	699-3763	益田市戸田町イ501	0856-28-0001	（同左）
274		中西公民館	698-2141	益田市白上町イ743-2	0856-28-0501	（同左）
275		東仙道公民館	698-0212	益田市美都町仙道253-1	0856-52-2540	(52-2193)
276		都茂公民館	698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
277		二川公民館	698-0202	益田市美都町宇津川ロ386-3	0856-52-2241	(52-2156)
278		匹見上公民館	698-1211	益田市匹見町匹見イ674	0856-56-1144	(56-0932)
279		匹見下公民館	698-1221	益田市匹見町澄川イ327	0856-56-0910	(56-0912)
280		道川公民館	698-1201	益田市匹見町道川イ133-1	0856-58-0001	(58-0002)
281	津和野町	津和野中央公民館	699-5605	津和野町後田ロ66-乙	0856-72-2070	(72-2069)
282		津和野公民館				
283		小川公民館	699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	（同左）
284		畑迫公民館	699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	（同左）
285		木部公民館	699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	（同左）
286		日原中央公民館	699-5221	津和野町日原169-1	0856-74-0302	(74-0127)
287		日原公民館				
288		滝元枕瀬公民館	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	（同左）
289		池河公民館	699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	（同左）
290		左鐙公民館	699-5202	津和野町左鐙905	0856-76-0345	（同左）
291		須川公民館	699-5203	津和野町相撲ヶ原40-2	0856-74-0711	（同左）
292		青原公民館	699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	（同左）
293	吉賀町	中央公民館	699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
294		六日市公民館			0856-77-0078	（同左）
295		柿木公民館	699-5301	吉賀町柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)

	設置者	施設名　★分館	〒	住　所	連絡先 電話番号	(FAX)
296	吉賀町	蔵木公民館	699-5504	吉賀町蔵木94-1	0856-77-1124	(同左)
297		朝倉公民館	699-5523	吉賀町朝倉2160	0856-78-0993	(同左)
298		七日市公民館	699-5522	吉賀町七日市946	0856-78-1134	(78-1135)
299	海士町	海士町中央公民館	684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
300	西ノ島町	西ノ島町立中央公民館	684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0033	(6-1028)
301		西ノ島町立中央公民館珍崎分館	684-0211	西ノ島町浦郷3457-1	08514-6-0033	(6-1028)
302		西ノ島町立黒木公民館	684-0302	西ノ島町別府46	08514-6-0033	(6-1028)
		※珍崎分館、黒木公民館は、職員が常駐していないため、連絡先電話番号とFAX番号は西ノ島町立中央公民館のもの				
303	知夫村	知夫村公民館	684-0102	知夫村1053-1	08514-8-2301	(8-2302)
304	隠岐の島町	隠岐の島町中央公民館	685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-1220)
305		布施公民館	685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
306		五箇公民館	685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
307		都万公民館	685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)

（注）公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター（ＣＣ）、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むものである。

市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央公民館	公民館	ＣＣ	中央交流Ｃ	交流Ｃ	まちＣ	地域Ｃ交流Ｃ	分館
松江市	**29**		29						
安来市	**27**				3	24			
出雲市	**43**			43					
雲南市	**30**					30			
奥出雲町	**9**		9						
飯南町	**5**		5						
浜田市	**35**						26		9
大田市	**27**						27		
江津市	**20**							20	
川本町	**3**	1	1				1		
美郷町	**9**		8						1
邑南町	**22**		12						10
益田市	**21**		21						
津和野町	**12**	2	10						
吉賀町	**6**	1	5						
海士町	**1**	1							
西ノ島町	**3**	1	1						1
知夫村	**1**	1							
隠岐の島町	**4**	1	3						
	307	8	104	43	3	54	54	20	21
		286							**21**

１０　令和７年度　市町村社会教育行政・生涯学習振興行政　所管部署一覧

市町村名	部署名	住所	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL：0852-55-5289　FAX：0852-55-5543 e-mail：s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
	松江市教育委員会 学校教育課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL：0852-55-5341　FAX：0852-55-5251 e-mail：manabi@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課　地域振興係	〒692-8686 安来市安来町878－2	TEL：0854-23-3070　FAX：0854-23-3155 e-mail：chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
	安来市教育委員会 学校教育課　学校教育係	〒692-8686 安来市安来町878－2	TEL：0854-23-3194　FAX：0854-23-3167 e-mail：gakkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課　社会教育係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL：0853-21-6909　FAX：0853-21-6192 e-mail：kyouiku-seisaku@city.izumo.lg.jp
	出雲市市民文化部 市民活動支援課　生涯学習係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL：0853-21-6528　FAX：0853-21-6299 e-mail：gakushu@city.izumo.lg.jp
	出雲市総合政策部 自治振興課　コミュニティセンター係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL：0853-21-6951　FAX：0853-21-6599 e-mail：jichi@city.izumo.lg.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	〒699-1392 雲南市木次町里方521－1	TEL：0854-40-1073　FAX：0854-40-1079 e-mail：shakai-kyouiku@city.unnan.lg.jp
	雲南市政策企画部 地域振興課	〒699-1392 雲南市木次町里方521－1	TEL：0854-40-1013　FAX：0854-40-1029 e-mail：chiikishinkou@city.unnan.lg.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課　地域学習推進係	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037	TEL：0854-52-2672　FAX：0854-52-3048 e-mail：kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880	TEL：0854-76-3944　FAX：0854-76-3945 e-mail：i-kyoiku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課　地域学校連携係	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL：0855-25-9710　FAX：0855-22-5090 e-mail：gakkou@city.hamada.lg.jp
	浜田市地域政策部 まちづくり社会教育課	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL：0855-25-9204　FAX：0855-23-1866 e-mail：machizukuri@city.hamada.lg.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課　社会教育・スポーツ係	〒694-0064 大田市大田町大田ロ1111	TEL：0854-83-8127(直通) FAX：0854-84-9156 e-mail：o-syakyou@city.oda.lg.jp
	大田市政策企画部 まちづくり定住課	〒694-0064 大田市大田町大田ロ1111	TEL：0854-83-8030　FAX：0854-82-5885 e-mail：o-matidukuri@city.oda.lg.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課　社会教育係	〒690-0011 江津市江津町954－59	TEL：0855-52-7496(直通) FAX：0855-52-4369 e-mail：shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
	江津市 地域振興課　地域振興係	〒690-8501 江津市江津町1016－4	TEL：0855-52-7926（直通）FAX：0855-52-1365 e-mail：chiikishinko@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課　社会教育係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332－15	TEL：0855-72-0594　FAX：0855-72-1061 e-mail：syakai@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課　社会教育係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕渕168	TEL：0855-75-1217　FAX：0855-75-1386 e-mail：kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 学びのまち推進課	〒696-0317 邑智郡邑南町淀原153－1	TEL：0855-83-1127　FAX：0855-83-2013 e-mail：shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 ひとづくり推進課	〒698-0033 益田市元町11－26（市民学習センター内）	TEL：0856-31-0622　FAX：0856-31-0641 e-mail：kyoudou@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田ロ64－6	TEL：0856-72-1854　FAX：0856-72-1650 e-mail：kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育担当	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	TEL：0856-77-1285　FAX：0856-77-0040 e-mail：syakyo@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 共育課　地域共育係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	TEL：08514-2-1221　FAX：08514-2-1633 e-mail：kyouiku@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課　社会教育係	〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田600－4	TEL：08514-6-0171　FAX：08514-6-1028 e-mail：syakyou@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	〒684-0100 隠岐郡知夫村1053－1	TEL：08514-8-2301　FAX：08514-8-2302 e-mail：kyouiku@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課　社会教育係	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	TEL：08512-2-2126　FAX：08512-2-0619 e-mail：kyouiku-syakyou@town.okinoshima.shimane.jp

※令和7年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

１１　島根県教育庁社会教育課　所掌事務

〒690-8502　島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5427
FAX 0852-22-6218
E-mail：shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

令和７年４月１日

所　掌　事　務
1.　社会教育に関する指導及び助言に関すること 2.　生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3.　成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4.　青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5.　青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く） 6.　公民館、図書館（学校の図書館を除く。）その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7.　県立生涯学習推進施設に関すること 8.　県立図書館に関すること 9.　県立青少年社会教育施設に関すること 10.　地域を担う人づくりに関すること 11.　前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること

誰もが、誰かの、たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた"つながる力"は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

いいけん 島根県
https://www.kurashimanet.jp/ikenshimanekeo/